

8 条 例 ・ 要 綱 等

8-1 綾瀬市防災会議条例

昭和39年3月10日

条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、綾瀬市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(昭53条例41・平11条例25・一部改正)

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 綾瀬市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(昭53条例41・平24条例22・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
 - (3) 神奈川県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (4) 神奈川県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 綾瀬市消防職員のうちから市長が指名する者
 - (7) 綾瀬市消防団員のうちから市長が指名する者
 - (8) 教育長及び綾瀬市教育委員会委員のうちから市長が指名する者
 - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (10) 前号の指定を受けない地方公共機関のうち市長が防災上とくに必要と認めたる者
 - (11) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、35人以内とする。
- 7 第5項第9号から第11号までの委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任することができる。

(昭48条例45・全改、昭53条例41・平8条例8・平19条例18・平24条例22・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、神奈川県職員、市の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者うちから市長が任

命する。

- 3 専門委員は、当該機関の専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(昭53条例41・一部改正)

第5条 委員及び専門委員の報酬、費用弁償及び旅費については、綾瀬市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年綾瀬町条例第13号)の定めるところによる。

(昭53条例41・一部改正)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議に諮り定める。

(昭53条例41・一部改正)

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年12月20日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年9月25日条例第41号)

この条例は、昭和53年11月1日から施行する。

附 則(平成8年3月28日条例第8号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成11年12月3日条例第25号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月23日条例第18号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月28日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の綾瀬市防災会議条例(以下「旧条例」という。)第3条第5項第11号の規定により任命された委員は、改正後の綾瀬市防災会議条例第3条第5項第11号の規定により任命された委員とみなし、その任期は、旧条例の委員の残任期間とする。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月25日条例第10号)

8-2 綾瀬市防災会議運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、綾瀬市防災会議条例（昭和39年綾瀬町条例第6号）第6条の規定に基づき綾瀬市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(専決処分)

第3条 緊急を要し、会議を招集するいとまがないと認めるとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、第2条の規定にかかわらず会長は会議において処理すべき事項のうち軽易なものについては処分することができる。

第4条 会議の庶務は、防災担当課が処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議にはかって決定する。

附 則

この要綱は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

8-3 綾瀬市防災会議委員名簿

会長 綾瀬市長 古塩 政由

任期 令和4年7月1日～令和6年6月30日

	団体名	職名	区分
1	関東農政局神奈川県拠点	総括農政業務管理官	指定地方行政機関
2	海上自衛隊第4航空群厚木航空基地隊	厚木航空基地隊司令	自衛隊
3	陸上自衛隊第4施設群	群長	自衛隊
4	神奈川県県央地域県政総合センター	所長	県職員
5	神奈川県厚木土木事務所東部センター	所長	県職員
6	神奈川県厚木保健福祉事務所大和センター	所長	県職員
7	神奈川県企業庁海老名水道営業所	所長	県職員
8	大和警察署	署長	県警察官
9	綾瀬市	副市長	市職員
10	綾瀬市教育委員会	教育長	教育委員会
11	綾瀬市	消防長	市職員
12	綾瀬市消防団	団長	消防団員
13	日本郵便株式会社綾瀬郵便局	局長	指定公共機関
14	東日本電信電話株式会社神奈川西支店	支店長	指定公共機関
15	東京電力パワーグリッド株式会社相模原支社	支社長	指定公共機関
16	東京ガスネットワーク株式会社神奈川西支店	支店長	指定公共機関
17	神奈川中央交通株式会社 綾瀬営業所	所長	指定地方公共機関
18	一般社団法人神奈川県トラック協会	理事	指定地方公共機関
19	綾瀬市医師会	会長	学識経験者
20	さがみ農業協同組合綾瀬地区運営委員会	理事	学識経験者
21	綾瀬市議会	議長	市議会議員
22	綾瀬市商工会	会長	学識経験者
23	綾瀬市自治会長連絡協議会	蓼川自治会長	学識経験者
24	綾瀬市立小学校長会	会長	国県市職員
25	綾瀬市立中学校長会	会長	国県市職員
26	綾瀬市幼稚園協会	会長	学識経験者
27	一般社団法人綾瀬市建設業協会	環境防災委員長	学識経験者
28	綾瀬市農業委員会	会長	学識経験者
29	綾瀬防火協会	会長	学識経験者
30	綾瀬市管工事業協同組合	代表理事	学識経験者
31	神奈川県エルピーガス協会	綾瀬部会長	指定地方公共機関
32	綾瀬市社会福祉協議会	会長	学識経験者
33	綾瀬市赤十字奉仕団	委員長	学識経験者
34	あやせ災害ボランティアネットワーク	理事	学識経験者

8-4 綾瀬市災害対策本部条例

昭和39年3月10日

条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、綾瀬市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(昭53条例41・平8条例19・平24条例19・一部改正)

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部の命をうけ災害対策本部の事務に従事する。

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属する災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年9月25日条例第41号)

この条例は、昭和53年11月1日から施行する。

附 則(平成8年10月1日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年7月13日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

8-5 綾瀬市災害対策本部規則

平成19年4月1日

規則第28号

改正 平成20年3月31日規則第5号

平成21年3月4日規則第3号

平成25年3月29日規則第26号

平成26年3月28日規則第9号

平成27年3月26日規則第6号

平成28年3月29日規則第15号

平成29年3月24日規則第10号

平成29年8月16日規則第33号

平成31年4月1日規則第22号

令和2年3月27日規則第4号

令和3年3月30日規則第7号

綾瀬市災害対策本部規則（平成2年綾瀬市規則第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、綾瀬市災害対策本部条例（昭和39年綾瀬町条例第7号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、綾瀬市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 本部の組織は、別表第1のとおりとする。

（副本部長）

第3条 条例第2条第2項に規定する災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長及び教育長をもって充てる。

（本部員）

第4条 条例第2条第3項に規定する災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 綾瀬市職員の職の設置等に関する規則（昭和53年綾瀬町規則第44号）第4条第1項に規定する部長及び市長室長
- (2) 綾瀬市消防本部の組織等に関する規則（昭和47年綾瀬町規則第3号）第5条

に規定する消防長

(3) 綾瀬市議会事務局の組織等に関する規程（昭和43年綾瀬町議会訓令第1号）第5条第1号に規定する事務局長

(4) 綾瀬市教育委員会職員の職の設置等に関する規則（昭和57年綾瀬市教育委員会規則第3号）第4条第1項に規定する部長

（平29規則10・一部改正）

（部）

第5条 条例第3条第1項に規定する部（以下「部」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総務対策部
- (2) 救護対策部
- (3) 生活支援部
- (4) 土木対策部
- (5) 消防部
- (6) 教育対策部
- (7) 議会部
- (8) 北部統括部
- (9) 南部統括部

（平21規則3・平25規則26・一部改正）

（副部長）

第6条 部に副部長を置く。

2 副部長は、別表第1に規定する部長（以下「部長」という。）が指名し、綾瀬市職員定数条例（昭和43年綾瀬町条例第2号）第1条に規定する職員（第4条の規定により本部員に充てられた者を除く。以下「職員」という。）をもって充てる。

3 副部長は、部長を補佐し、部長の命を受け所属する職員（以下「所属職員」という。）の指揮監督を行い、部長に事故あるときは、その職務を代理する。

（本部連絡員）

第7条 本部を組織する各部に本部連絡員を置く。

- 2 本部連絡員は、部長が所属職員の中から指名する。
- 3 本部連絡員は、本部において執務を行い、部長の命を受け、部に係る事務の連絡

調整、情報集計等の事務に従事する。

(部員)

第8条 部に部員を置く。

- 2 部員は、部長が所属職員の中から指名する。
- 3 部員は、上司の命を受け、分掌事務に従事する。

(事務局)

第9条 本部に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局長代理及び事務局員を置く。
- 3 事務局長は、市長室長をもって充てる。
- 4 事務局長代理は、防災主管課並びに秘書広報課及び基地政策課の課長をもって充てる。
- 5 事務局員は、防災主管課並びに秘書広報課及び基地政策課の職員をもって充てる。
- 6 事務局長は、事務局の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 7 事務局長代理は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、あらかじめ指名された事務局長代理が、その職務を代理する。
- 8 事務局員は、上司の命を受け、分掌事務に従事する。
- 9 事務局長は、あらかじめ事務局員名簿(第1号様式)を作成しておかなければならない。

(平21規則3・平29規則10・平31規則22・令3規則7・一部改正)

(事務局連絡員)

第10条 事務局に事務局連絡員を置く。

- 2 事務局連絡員は、第5条第1号から第6号までに規定する部の部長が所属職員の中から指名する。
- 3 事務局連絡員は、事務局長の命を受け、分掌事務に従事する。

(平21規則3・平25規則26・一部改正)

(本部会議)

第11条 条例第2条第1項に規定する災害対策本部長(以下「本部長」という。)

は、災害対策上の重要な指示又は総合調整を行うため、本部会議を開催する。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び事務局長をもって構成する。
- 3 本部長は、本部会議に防災関係機関の職員を出席させることができる。

(情報等の受伝達)

第12条 市民、防災関係機関等からの災害情報提供の受理は、災害情報受付票(第2号様式)に記載して行う。

- 2 本部と部の情報の受伝達(指令、要請、情報及び報告の発信及び受信をいう。)は、災害対策連絡票(第3号様式)に記載して行う。

(非常配備)

第13条 本部長は、本部を設置すると同時に非常配備体制を整えるものとする。

- 2 非常配備の体制は、1号配備、2号配備及び3号配備とし、部の非常配備体制下における職員(以下「非常配備要員」という。)の人員は、別表第2のとおりとする。
- 3 本部会議の構成員及び所属職員は、別表第3に掲げる災害状況等に応じ、配備の指令を待たずに参集(以下「自動参集」という。)し、又は本部長の指令により参集(以下「指令参集」という。)するものとする。
- 4 部長は、非常配備体制の配備状況について、配備人員報告書(第4号様式)を配備すること又は変更するごとに、事務局長へ報告しなければならない。
- 5 非常配備体制の解除は、本部長が指令する。

(災害対策本部配置表及び緊急連絡簿)

第14条 部長は、毎年4月1日現在における所属職員の配置状況を災害対策本部配置表(第5号様式又は第6号様式)及び緊急連絡簿(第7号様式)により同月20日までに事務局長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する場合のほか、所属職員の異動等によって変更があったときは、当該異動等のあった日から10日以内に新たに災害対策本部配置表を提出しなければならない。

(地区対策本部)

第15条 本部長は、大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、第5条第8号及び第9号に規定する部に、別表第4に掲げる地区対策本部を設置する。ただし、災害の規模及び状況によっては、全域に設置せず、必要と認める地区に設置するものとする。

- 2 地区対策本部の非常配備要員は、別表第2のとおりとする。
- 3 地区対策本部を開設する場所は、原則として別表第4に規定する第1設置場所と

する。ただし、災害の規模及び状況により、他の場所に関設することができる。

- 4 本部長は、災害の拡大するおそれが解消し、災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、地区対策本部を解散するものとする。

(平21規則3・平25規則26・一部改正)

(地区対策本部の組織)

第16条 地区対策本部の組織は、別表第1のとおりとする。

(地区対策本部長及び地区対策副本部長)

第17条 地区対策本部に、地区対策本部長及び地区対策副本部長を置く。

- 2 地区対策本部長及び地区対策副本部長は、事務局長が職員の中からあらかじめ指名する。
- 3 地区対策本部長は、地区対策本部の分掌事務を掌理し、地区対策本部員を指揮監督する。
- 4 地区対策副本部長は、地区対策本部長を補佐し、地区対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(地区対策本部員)

第18条 地区対策本部に地区対策本部員を置く。

- 2 1号配備及び3号配備に当たる地区対策本部員は、事務局長が職員の中からあらかじめ指名する。
- 3 地区対策本部員は、地区対策本部長の命を受け、分掌事務に従事する。

(平21規則3・一部改正)

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、組織、分掌事務、配備体制等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日規則第5号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月4日規則第3号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第26号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日規則第9号) 抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日規則第6号) 抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日規則第15号) 抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日規則第10号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年8月16日規則第33号) 抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日規則第4号) 抄
(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日規則第7号) 抄
(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条、第6条、第16条関係)

(平29規則10・全改、平29規則33・平31規則22・令2規則4・
令3規則7・一部改正)

部名	所管部長	配置課等
総務対策部	経営企画部長	企画課 財政課

		文書法務課 情報システム課 職員課 公共資産課 課税課 収納課 会計課 監査事務局
救護対策部	福祉部長	福祉総務課 障がい福祉課 高齢介護課 地域包括ケア推進課 保険年金課 こども未来課 保育課 健康づくり推進課 スポーツ課
生活支援部	市民環境部長	市民活動推進課 市民課 環境保全課 リサイクルプラザ 生涯学習課 商業観光課 工業振興企業誘致課 農業振興課
土木対策部	土木部長	都市計画課 道の駅整備推進室 都市整備課 建築課

		みどり公園課 道路管理課 道路整備課 下水道課
消防部	消防長	消防総務課 予防課 消防署 消防団
教育対策部	教育部長	教育総務課 学校教育課 教育指導課 教育研究所
議会部	議会事務局長	議会事務局
北部統括部	総務部長	綾北地区対策本部 寺尾地区対策本部 早園地区対策本部
南部統括部	健康こども部長	中央地区対策本部 綾西地区対策本部 綾南地区対策本部
事務局	市長室長	危機管理課 秘書広報課 基地政策課 事務局連絡員

別表第2（第13条、第15条関係）

（平25規則26・全改）

部名	配備	1号配備	2号配備	3号配備	備考
総務対策部	25		1号配備人員	全員	1 各部の配備人員数
救護対策部	40		に1号配備人		

生活支援部	2 5	員の50パー		は、最低確保数とする。 2 配備人員数には、部長、副部長及び本部連絡員を含まないものとする。
土木対策部	3 5 (別に定める災害警戒本部体制人員を下回らない人員)	セント以上を加えた人員		
消防部	1 1 5	全員		
教育対策部	1 5	1号配備人員		
議会部	1	に1号配備人員の50パーセント以上を加えた人員		
北部統括部	4 8		6 2	
綾北地区対策本部	1 1		1 5	
寺尾地区対策本部	2 1		2 7	
早園地区対策本部	1 6		2 0	
南部統括部	4 3		5 7	
中央地区対策本部	1 6		2 0	
綾西地区対策本部	1 1		1 5	
綾南地区対策本部	1 6		2 2	
事務局	全員			
事務局連絡員	6	1 2	1 2	

別表第3 (第13条関係)

(平25規則26・一部改正)

1 地震災害の非常配備

	災害状況等	配備基準
自動	(1) 横浜地方気象台が市域で震度5弱を観測し、	1号配備(災害の状況により、

参集	及び発表した場合	災害対策本部の3号指令配備
	(2) 地震により局所的な災害が発生した場合又は発生が予測される場合	及び地区対策本部の1号又は3号指令配備)
	(3) 地震により市内全域に被害が発生した場合又は発生が予測される場合	
	(4) 東海地震注意情報が発せられた場合	
	(1) 横浜地方気象台が市域で震度5強以上を観測し、及び発表した場合	3号配備
	(2) 東海地震予知情報が発せられた場合	
	(3) 東海地震警戒宣言が発せられた場合	

2 その他の災害の非常配備

	災害状況等	配備基準
指令 参集	(1) 厚木土木事務所東部センターにおいて、目久尻川又は蓼川の特別警戒水位に達した場合で、今後もさらに降雨(1時間雨量30mmを超えるもの)が予想されるとき。 (2) 台風の上陸又は接近が予想され、かつ、相当の被害及び降雨が見込まれる場合 (3) 暴風、竜巻等により災害が発生した場合 (4) 相当の災害発生又は相当の被害が見込まれる場合	1号配備(災害の状況により、2号又は3号配備)
	(1) 台風の上陸、直撃、異常豪雨等により、現に相当の降雨量及び災害が発生し、今後危険な状態の場合 (2) 相当の災害発生又は相当の被害が見込まれる場合	2号配備(災害の状況により、3号配備)
	(1) 台風の直撃により、大災害が発生し、又は大災害の発生が予想される場合 (2) 豪雨、暴風等により大災害が発生した場合	3号配備

(3) 相当の災害発生又は相当の被害が見込まれる場合

別表第4 (第15条関係)

(平25規則26・平27規則6・一部改正)

部名	地区対策		所管する避難施設					担当自治会名
	本部	第1設置場所						
北部統括部	綾北地区対策本部	北の台中学校	北の台中学校	北の台中学校				蓼川・大上
			北の台地区センター	大上保育園	風車公園			
	寺尾地区対策本部	天台小学校	天台小学校	綾北小学校	寺尾小学校	綾瀬高校		寺尾南・寺尾綾北・寺尾北・寺尾天台
			寺尾いずみ会館	寺尾児童館	綾北福祉会館			
	早園地区対策本部	早園小学校	早園小学校	城山中学校	綾瀬西高校			小園・早川
			小園児童館	早園地区センター	城山公園			
南部統括部	中央地区対策本部	綾瀬小学校	綾瀬小学校	綾瀬中学校	綾北中学校	中央公民館	中村・上深谷	
			光綾公園	中村地区センター	藤沢ゴルフクラブ			
	綾西地区対策本部	綾西小学校	綾西小学校	春日台中学校			吉岡・綾西	
			吉岡地区センター	ながぐつ児童館	綾西公園			
	綾南地区対策本部	綾南小学校	綾南小学校	落合小学校	土棚小学校		落合・上土棚	

資料-8-5-6

		綾南地区センター	南部ふれあい会館	綾南保育園			
--	--	----------	----------	-------	--	--	--

備考 地区対策本部の設置場所については、災害の規模及び状況に応じて変更するものとする。

第1号様式(第9条関係)

事務局員名簿
年 月 日現在

事務局長		事務局長代理	
事務局員			
	合計		

資料-8-5-7

第2号様式(第12条関係)

災害情報受付票

覚知時間	年 月 日() 時 分
被害種別	<input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 橋りょう <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> がけ崩れ <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 田畑 <input type="checkbox"/> その他()
発生場所	綾瀬市
地区別	<input type="checkbox"/> 綾北 <input type="checkbox"/> 寺尾 <input type="checkbox"/> 早園 <input type="checkbox"/> 中央 <input type="checkbox"/> 綾西 <input type="checkbox"/> 綾南
人的被害	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(人)
通報者	氏名 _____ 電話 _____
覚知種別	<input type="checkbox"/> 119番 <input type="checkbox"/> 加入電話 <input type="checkbox"/> 駆け付け <input type="checkbox"/> その他()
受信者	氏名 _____ 所属部 _____
通報内容:	
処理欄:	

第3号様式(第12条関係)

災 害 対 策 連 絡 票

指令 要請 情報 報告 発信 受信

発 令 日 時	年 月 日() 時 分	
伝 達 手 段	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 無線 <input type="checkbox"/> その他()	
発 信 部	氏名	
	<input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 総務対策部 <input type="checkbox"/> 救護対策部 <input type="checkbox"/> 生活支援部 <input type="checkbox"/> 土木対策部 <input type="checkbox"/> 消防部 <input type="checkbox"/> 教育対策部 <input type="checkbox"/> 議会部 <input type="checkbox"/> 北部統括部(<input type="checkbox"/> 綾北地区対策本部 <input type="checkbox"/> 寺尾地区対策本部 <input type="checkbox"/> 早園地区 対策本部) <input type="checkbox"/> 南部統括部(<input type="checkbox"/> 中央地区対策本部 <input type="checkbox"/> 綾西地区対策本部 <input type="checkbox"/> 綾南地区 対策本部)	
受 信 部	氏名	
	<input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 総務対策部 <input type="checkbox"/> 救護対策部 <input type="checkbox"/> 生活支援部 <input type="checkbox"/> 土木対策部 <input type="checkbox"/> 消防部 <input type="checkbox"/> 教育対策部 <input type="checkbox"/> 議会部 <input type="checkbox"/> 北部統括部(<input type="checkbox"/> 綾北地区対策本部 <input type="checkbox"/> 寺尾地区対策本部 <input type="checkbox"/> 早園地区 対策本部) <input type="checkbox"/> 南部統括部(<input type="checkbox"/> 中央地区対策本部 <input type="checkbox"/> 綾西地区対策本部 <input type="checkbox"/> 綾南地区 対策本部)	
件名:(本部長指令第 号)		
内 容 :		

資料-8-5-8

第4号様式(第13条関係)

配 備 人 員 報 告 書

部 名

報 告 日 時	年 月 日() 時 分現在		
報 告 者	所属名	氏 名	
配 備 人 員 合 計	人		

NO	所 属 名	職	氏 名	備 考

第5号様式(第14条関係)

災害対策本部配置表(部)

年 月 日現在

部 長	副 部 長	本 部 連 絡 員

※ 上記の者は、災害対策本部設置場所に参集すること。

部員

1号配備	2号配備	3号配備
		全 員
合計人員数	人	

※ 2号配備の欄には、1号配備要員を加えた全員の氏名を記入すること。

事務局連絡員	1号配備	2号配備	3号配備

備考 この様式は、総務対策部、救護対策部、生活支援部、土木対策部、消防部、教育対策部及び議会部用とする。

第6号様式(第14条関係)

災害対策本部配置表(統括部)

年 月 日現在

部 長	副 部 長	本 部 連 絡 員

※ 上記の者は、災害対策本部設置場所に参集すること。

()地区対策本部

本 部 長	副本部長	副本部長	副本部長
	所属名	所属名	所属名

部 員	1号配備	3号配備
	(所属名)	
	(所属名)	
	(所属名)	
	(所属名)	
	(所属名)	
	(所属名)	
	(所属名)	
	(所属名)	
	(所属名)	
	(所属名)	
	(所属名)	
	(所属名)	
	(所属名)	
	(所属名)	
合計人員数	人	人

備考 この様式は、北部統括部及び南部統括部用とする。

第7号様式(第14条関係)

緊 急 連 絡 簿

部 名	
-----	--

部 長	
副 部 長	
本 部 連 絡 員	

	所 属	氏 名	連 絡 先
第1配備指令受令者			
第2配備指令受令者			
第3配備指令受令者			

第1号様式(第9条関係)

第2号様式(第12条関係)

(平25規則26・一部改正)

第3号様式(第12条関係)

(平21規則3・平25規則26・一部改正)

第4号様式(第13条関係)

第5号様式(第14条関係)

(平21規則3・平25規則26・一部改正)

第6号様式(第14条関係)

(平25規則26・一部改正)

第7号様式(第14条関係)

8-6 綾瀬市災害警戒本部設置要領

(設置)

第1条 綾瀬市に災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置される前の災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、風水害等又は地震の災害の状況が別表第1に該当する場合は、綾瀬市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

(組織及び分掌事務)

第2条 警戒本部の組織は別表第2、分掌事務は別表第3のとおりとする。

2 警戒本部に、警戒本部長、警戒副本部長、部長及び副部長を置く。

3 警戒本部長は、防災主管部長をもって充て、警戒本部を統括する。

4 警戒副本部長は、消防長をもって充て、警戒本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 部長は、別表第2に定める各部の部長をもって充て、部内を総括する。

6 副部長は、部長が所属職員の中から、あらかじめ指名して、部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(連絡員)

第3条 別表第2に定める各部にそれぞれ連絡員を置く。

2 連絡員は、部長が所属職員の中から、あらかじめ1名指名しておくものとする。

3 連絡員は、部長の指示により通報の内容、被害情報等を災害情報活動処理票（第1号様式）に記載し、速やかに部長及び第6条第1項及び第2項に規定する事務局に受伝達（指令、要請、情報及び報告の発信及び受信をいう。）する事務に従事する。

(配備員)

第4条 別表第2に掲げる各部にそれぞれ配備員を置く。

1 配備員は、部長の指示により、応急対策活動を行う。

2 配備員は、部長が別表第3に掲げる配置課の中から、あらかじめ指名しておくものとする。

(本部会議)

第5条 警戒本部長は、災害対策の重要な事項についての指示又は総合調整

を行うため、本部会議を招集する。

2 本部会議は、警戒本部長、警戒副本部長、部長、事務局長及び警戒本部長が必要と認める職員をもって構成する。

3 本部会議は、収集した情報に基づき応急対策活動を検討する。

(事務局)

第6条 警戒本部に事務局を置く。

2 事務局は、防災主管課に置き、事務局長は防災主管課長とし、事務局員は防災主管部員をもって充てる。

3 事務局長は、事務局の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 事務局員は、事務局長の命を受け所掌事務に従事する。

(災害警戒本部配置表及び緊急連絡簿)

第7条 各部長は、あらかじめ所属職員の配備状況について災害警戒本部配置表(第2号様式)を作成し、警戒本部長に報告しなければならない。

2 各部長(警戒副本部長を除く。)は、勤務時間外、休日等において所属する職員の招集を迅速かつ円滑に伝達するため、あらかじめ緊急連絡簿(第3号様式)を作成し、警戒本部長に報告しなければならない。

3 前2項の規定については、所属職員の異動等による変更があった場合も同様とする。

(解散)

第8条 警戒本部は、次の各号に該当する場合は、警戒本部を解散する。

(1) 災害の発生のおそれなくなった場合

(2) 当該災害に対する応急対策の措置が終了した場合

(3) 災害対策本部が設置された場合

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、警戒本部の組織、運営等に関して必要な事項は警戒本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(旧要領の廃止)

2 綾瀬市風水害警戒本部設置要領（平成15年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 1 条関係)

区分	設 置 基 準
風 水 害 等 災 害	<p>次の各項のいずれかに該当する場合で、警戒本部長、警戒副本部長、土木部の部長、都市部の部長、北部統括部の部長及び南部統括部の部長が必要と認めた場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 綾瀬市域に警報又は土砂災害警戒情報が発表された場合 2 目久尻川又は蓼川に係る水防警報の「準備」が発表された場合 3 綾瀬市域に次の降雨が予想された場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 10分雨量が8mm以上 (2) 1時間雨量が30mm以上 (3) 1時間雨量が25mm以上かつ積算雨量が125mm以上 4 綾瀬市域に1秒間に平均25m以上の風速が予想された場合 5 台風の上陸若しくは接近又は台風並みに発達した低気圧の通過が予想された場合 6 その他災害の発生が予想され、事前対策が必要とされる場合
地 震 災 害	<p>次の各項のいずれかに該当する場合で、警戒本部長、警戒副本部長、土木部の部長、都市部の部長、北部統括部の部長及び南部統括部の部長が必要と認めた場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 綾瀬市域で震度4以上の地震が起きた場合 2 地震により局所的な被害が発生し、当該被害状況の把握及び災害への警戒活動が必要と認められた場合

別表第2（第2条、第3条、第4条関係）

綾瀬市災害警戒本部

災害警戒本部長[市長室長]	
災害警戒副本部長[消防長]	
福祉部	部長:福祉部長 福祉総務課
産業振興部	部長:産業振興部長 農業振興課
都市部	部長:都市部長 都市計画課、建築課、都市整備課、みどり公園課
土木部	部長:土木部長 道路管理課、道路整備課、下水道課
消防本部	部長:消防長 消防総務課、予防課、消防署、消防団
教育部	部長:教育部長 教育総務課、学校教育課、教育指導課、教育研究所
北部統括部	部長:総務部長 ※人員等は災害対策本部に準じます。 北の台中学校、北の台小学校、北の台地区センター、大上保育園、風車公園 天台小学校、寺尾いずみ会館、寺尾児童館、綾北小学校、綾北福祉会館、寺尾小学校、綾瀬高校 早園小学校、小園児童館、早園地区センター、城山中学校、城山公園、綾瀬西高校
南部統括部	部長:健康こども部長 ※人員等は災害対策本部に準じます。 綾瀬小学校、綾瀬中学校、中村地区センター、藤沢ゴルフクラブ、綾北中学校、中央公民館、光綾公園 綾西小学校、春日台中学校、吉岡地区センター、ながぐつ児童館、綾西公園 綾南小学校、綾南地区センター、南部ふれあい会館、土棚小学校、落合小学校、綾南保育園
事務局	事務局長:危機管理課長 危機管理課、秘書広報課、基地政策課

別表第3（第2条、第4条関係）

1 各部

部名	配置課	分掌事務	配備人員
福祉部	福祉総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災世帯等に対する支援に関すること。 2 災害ボランティアの派遣に関すること。 3 要配慮者の避難支援に関すること。 	4人
産業振興部	農業振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1 洪水、冠水等及び地震による危険箇所（農業用水路等）の警戒及び応急対策に関すること。 2 農業用水路、田畑等の被害状況の調査に関すること。 3 避難活動に関すること。 4 その他必要な災害警戒活動に関すること。 	6人
都市部	都市計画課 建築課 都市整備課 みどり公園課	<ol style="list-style-type: none"> 1 がけ崩れによる危険箇所の警戒及び応急対策に関すること。 2 洪水、冠水等及び地震による危険箇所（公園等）の警戒及び応急対策に関すること。 3 公園等の被害状況の調査に関すること。 4 避難活動に関すること。 5 その他必要な災害警戒活動に関すること。 	27人
土木部	道路管理課 道路整備課 下水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1 洪水、冠水等及び地震による危険箇所（道路、橋りょう、河川、排水路、公共下水道等）の警戒及び応急対策に関すること。 2 道路、橋りょう等の被害状況の調査に関すること。 3 河川、排水路及び公共下水道の被害状況の調査に関すること。 4 道路、橋りょう等の通行止め及び交通制限に関するこ 	41人

		と。 5 障害物の除去に関する こと。 6 避難活動に関すること。 7 その他必要な災害警戒活 動に関すること。	
消防本部	消防本部 消防署 消防団	1 気象、地震等の情報伝達に 関すること。 2 避難活動に関すること。 3 各部が行う警戒及び応急対 策の応援等に関すること。 4 その他必要な災害警戒活動 に関すること。	116人
教育部	教育総務課 学校教育課 教育指導課 教育研究所	1 小中学生の安全確保に関す ること。 2 所管施設の被害状況の収集 及び施設利用者の安全確保に 関すること。 3 その他必要な災害警戒活動 に関すること。	11人

2 各統括部

対策部名	配置課	分掌事務	配備人員
北部統括部 南部統括部	綾瀬市災害対策 本部規則第6号 様式のとおり	1 避難所の開設及び運営に関 すること。 2 その他必要な災害警戒活動 に関すること。	119人

3 事務局

事務局長	配置課	分掌事務	配備人員
危機管理課長	危機管理課 秘書広報課 基地政策課	1 災害警戒本部の設置に関する こと。 2 本部会議の招集及び運営に 関すること。 3 気象、地震等の情報等の収 集及び伝達に関すること。 4 災害情報の受理、伝達及び 集約に関すること。 5 住家、その他の被害状況の 調査に関すること。 6 各部との連絡調整に関する こと。	19人

※1 配備人員には、部長を含まない。

※2 配備人員は、最低配備人数とする。

第 1 号様式（第 3 条関係）

災害情報活動処理票		処 理 番 号	
受 信 日 時	月 日 () 時 分		
受 信 者	<input type="checkbox"/> 福祉部 <input type="checkbox"/> 産業振興部 <input type="checkbox"/> 都市部 <input type="checkbox"/> 土木部 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 北部統括部 <input type="checkbox"/> 南部統括部 <input type="checkbox"/> 事務局 <input type="checkbox"/> ()		
	氏 名	課 名	担 当 名
通 報 者 等	住 所		
	氏 名		
	電 話 番 号		
発 生 場 所			
	(目標)	明細地図、 住宅地図 頁	(明・住) p - -
状 況			
処理担当部	<input type="checkbox"/> 福祉部 <input type="checkbox"/> 産業振興部 <input type="checkbox"/> 都市部 <input type="checkbox"/> 土木部 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 北部統括部 <input type="checkbox"/> 南部統括部 <input type="checkbox"/> 事務局 <input type="checkbox"/> ()		
指 示 内 容			
対 応 状 況 及 び 結 果 ※ 対 応 し た 内 容 及 び 対 応 後 の 結 果 等 を 記 入			

第2号様式（その1）（第7条関係）

災害警戒本部配置表（ 部）

年 月 日現在

部 長	副 部 長	連 絡 員

配 備 員					
No.	所 属	氏 名	No.	所 属	氏 名
合計人数		人			

第2号様式（その2）（第7条関係）

災害警戒本部配置表（ 統括部）

年 月 日現在

部 長	副 部 長	連 絡 員

（ ） 地区対策本部

本 部 長	副 本 部 長	副 本 部 長	副 本 部 長
	所属名	所属名	所属名

部 員	（所属名）	（所属名）
	（所属名）	（所属名）
	（所属名）	（所属名）
	（所属名）	（所属名）
	（所属名）	（所属名）
	（所属名）	（所属名）
	（所属名）	（所属名）
	（所属名）	（所属名）
	（所属名）	（所属名）
	（所属名）	（所属名）
	（所属名）	（所属名）
	（所属名）	（所属名）
	（所属名）	（所属名）
	（所属名）	（所属名）
	（所属名）	（所属名）
	（所属名）	（所属名）
	（所属名）	（所属名）
	（所属名）	（所属名）
	（所属名）	（所属名）
	合計人員数	

備考 この様式は、北部統括部及び南部統括部用とする。

第3号様式（第7条関係）

緊急連絡簿〔災害警戒本部用〕

部 名	
-----	--

部 長	
副 部 長	
本部連絡員	

	所 属	氏 名	連 絡 先
第1 配備指令受令者			
第2 配備指令受令者			
第3 配備指令受令者			

注1) 第2、第3は、第1 配備指令受令者が不在の場合、本部からの連絡を受ける順番

注2) 各部は、以降の部内の連絡網を作成しておくこと。

8-7 綾瀬市被害調査報告事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市災害対策本部規則(平成2年綾瀬市規則第22号。以下「規則」という。)に基づき、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害によって生じた被害の調査等(以下「調査」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調査基準等)

第2条 調査は、別表第1に基づき実施するものとする。ただし、火災に関する調査は、火災報告取扱要領(昭和43年消防総発第393号)に基づき実施するものとする。

(調査員)

第3条 調査は、各部員及び各地区対策本部員(以下「調査員」という。)が実施するものとする。ただし、前条に規定する火災に関する調査については、消防部員が実施するものとする。

2 調査員は、事実の確認に主眼を置き、調査を実施しなければならない。

(調査方法)

第4条 調査員は、次の各号に掲げる区分により調査を実施し、その結果を各副部長に報告しなければならない。ただし、判定に当たり疑義が生じた場合は、事務局の指示を受けるものとする。

- (1) 人的被害 人的被害調査書(第1号様式)
- (2) 建物被害 建物被害調査書(第2号様式)
- (3) 公共施設、田畑及びその他被害 一般被害調査書(第3号様式)
- (4) 火災 火災調査書(第4号様式)

2 前項第2号から第4号までに掲げる調査に当たり、人的被害が発生している場合は、併せて人的被害調査書による調査を実施するものとする。

(調査結果の報告)

第5条 各副部長は、調査員から報告された調査書に基づき、被害調査集計票(第5号様式)及び被害状況整理票(第6号様式)を作成し、事務局に報告しなければならない。なお、消防部副部長にあつては、火災調査集計票(第7号様式)を併せて作成し、事務局に報告しなければならない。

(被害金額の算定)

第6条 被害金額の算定は、別表第2に基づき各部が実施するものとする。ただし、算定に当たり疑義が生じた場合は、事務局の指示を受けるものとする。

(被害金額の報告)

第7条 各副部長は、前条により算定した被害金額に基づき、被害金額算定書(第8号様式)を作成し、事務局に報告しなければならない。

(本部会議報告)

第8条 事務局長は、各部から報告された内容に基づき、災害概況票(第9号様式)及び被害金額算定概況票(第10号様式)を作成するとともに、本部会議で報告するものとする。

(災害対策本部未設置時の処置)

第9条 災害対策本部未設置時に、調査が必要な災害が発生した場合は、本要綱に基づき規則別表第1に掲げる分掌事務を所管する部が実施するものとする。

附 則

この要綱は、平成2年9月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

被害調査基準及び判定基準

1 人的被害

(1) 死者又は行方不明者

当該災害のため死亡又は行方不明となった者を次の区分により調査し、判定する。

調査区分	判定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体が確認された者
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、死亡の疑いのある者

(2) 負傷者

当該災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者を次の区分により調査し、判定する。

調査区分	判定基準
重傷者	1箇月以上（調査時点ではおおむねとする。）の治療を要する見込みの者
軽傷者	1箇月未満（調査時点ではおおむねとする。）の治療を要する見込みの者

2 建物被害

(1) 住家被害

住家とは、通常の居住用として使用している建物をいう。

ア 一戸建住宅

調査区分	判定基準
全壊	(ア) 建物の大部分が壊れ又は焼失している場合 (イ) 外壁が大きく崩れ、柱、屋根のみ残っている場合又は外壁、柱が大破して屋根等が残っている場合
半壊	建物が壊れているが補修すれば使用できるもので、壊れた部分がおおむね半分位の場合
一部破損	建物が壊れているが補修すれば使用できるもので、壁のきれつ、屋根瓦のずれ、又は崩れ等小破損の場合（ガラス数枚程度の破損は対象外）
床上浸水	床より上に浸水し、又は土砂、竹木等が入った場合とする。 なお、同一建物で床上浸水と床下浸水があった場合は床上浸水とみなす。 また、調査時点で水が引いていても浸水等の跡が認められる場合も床上浸水とみなす。
床下浸水	床より下に浸水し、又は土砂、竹木等が入った場合とする。 なお、調査時点で水が引いていても浸水等の跡が認められる場合も床下浸水とみなす。

イ 共同住宅

共同住宅とは、集合住宅のうち居住者が出入口、廊下、階段、エレベーター室、屋上等を共有している建物をいう。

調査区分	判定基準
全壊 半壊 一部破損	一戸建住宅と同様とし、建物1棟を基準に全壊等の判定を行う。 なお、り災世帯数は共同住宅内に居住している全世帯数を記入する。
床上浸水	一戸建住宅と同様とする。ただし、1階部分の1室以上が床上浸水した場合は、1階に居住する全世帯を床上浸水とし、2階以上に居住する全世帯を床下浸水とする。 なお、2階以上が床上浸水した場合も同様とする。
床下浸水	一戸建住宅と同様とする。ただし、1階部分の1室以上が床下浸水した場合は、1階に居住する世帯のみでなく、共同住宅に居住する全世帯を床下浸水とする。

ウ り災世帯

当該建物に居住し、生計を共にしている世帯をいう。この場合において、同一家屋内であっても生計が別々であれば2世帯とする。

エ り災人員

当該建物に居住している人員

(2) 非住家被害

非住家とは、通常の居住用として使用していない建物をいう。

ア 公共建物

公用又は公共に使用する建物で、市立小中学校を除く公用施設すべてをいう。

イ その他の建物

住家に附属している物置、車庫等をいう。

調査区分	判定基準
全壊 半壊 一部破損	一戸建住宅と同様とする。ただし、管理人等が居住している場合は、その部分のみ住家として記入する。

3 その他被害

(1) 公共施設被害

調査区分	調査基準	判定基準
文教施設	市立小中学校施設の被害をいい、用途（教室、職員室、体育館等）を明確に記入する。	被害の多少にかかわらず第3号様式に具体的な状況を記入する。
道路	一般交通に使用している市道のみとし、私道及び県道は調査対象外とする。ただし、区分が不明確な場合は、調査書に具体的な場所を記入する。	
橋りょう	道路を連結するため河川の上に架設された橋をいい、民地と道路を連結しているものは、調査対象外とする。	

河川	河川法が適用若しくは準用される河川（目久尻川、蓼川及び比留川）とし、堤防、護岸も含むものとする。	
清掃施設	し尿処理施設及び下水処理場（浄水管理センター、本蓼川中継所及び上土棚中継ポンプ場）をいう。	

(2) 田畑被害

調査区分	調査基準	判定基準
田畑の流出・埋没	田畑の土が流出し、又は土砂等が積もって耕すことが不能となったもの	被害の多少にかかわらず第3号様式に具体的な状況を記入する。
田畑の冠水	植付作物の先端が見えなくなるまで水につかったもの	

(3) その他被害

調査区分	調査基準	判定基準	
ブロック塀等	ブロック塀又は石塀の被害をいう。 なお、同一敷地内に2箇所以上の被害が発生している場合は1箇所とみなす。	全壊	全て倒れたもの
		半壊	おおむね、半分が倒れたもの
		一部破損	部分的な倒壊、ずれ、崩れ又はきれつ
がけ	自然がけ及び宅地造成による人工がけの被害をいう。	被害の多少にかかわらず第3号様式に具体的な状況を記入する。	

別表第2（第6条関係）

被害金額算定基準

分類	被害内容	判定基準
文教施設	・市立の文教施設の被害	被害により破損した施設の復旧にかかる金額
農林施設	・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象施設の被害 ※農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設	
公共土木施設	・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和25年法律第97号）による国庫負担の対象施設の被害 ※河川及び道路	被害を受けた物品等の時価金額
その他公共施設	・市立文教施設、農林施設及び公共土木施設以外の公共施設の被害 ※庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共施設	
農産被害	・農林施設以外の農産被害 ※ビニールハウス及び農作物	
林産被害	・農林施設以外の林産被害 ※立木及び苗木	
畜産被害	・農林施設以外の畜産被害 ※家畜及び畜舎	
商工被害	・建物以外の商工被害 ※工業原材料、商品及び生産機械器具	

※印は例を示す。

第1号様式（第4条関係）

人的被害調査書

		地区整理番号			
発生日時	年月日時分ごろ	原因	調査地区名	地区	
住所	綾瀬市	電話			
氏名	区分	所有者・管理者・その他（ ）			
番号	区分	住所	氏名	性別	生年月日 職業
	死者・重傷者 軽傷者・行方不明者				
	死者・重傷者 軽傷者・行方不明者				
	死者・重傷者 軽傷者・行方不明者				
	死者・重傷者 軽傷者・行方不明者				
	死者・重傷者 軽傷者・行方不明者				
	死者・重傷者 軽傷者・行方不明者				
	死者・重傷者 軽傷者・行方不明者				
	死者・重傷者 軽傷者・行方不明者				
	死者・重傷者 軽傷者・行方不明者				
	死者・重傷者 軽傷者・行方不明者				
	死者・重傷者 軽傷者・行方不明者				
	死者・重傷者 軽傷者・行方不明者				

第2号様式（第4条関係）

建物被害調査書

		地区整理番号					
発生日時	年月日時分ごろ	原因	調査地区名	地区			
住所	綾瀬市	電話					
氏名	区分	所有者・管理者・その他（ ）					
人的被害	死者	人	人的被害がある場合は、その詳細を人的被害調査書に記入すること。				
	行方不明者	人					
	負傷者	人					
	軽傷者	人					
建物被害	住家	全壊	棟	り災世帯	世帯	り災人員	人
		半壊	棟	り災世帯	世帯	り災人員	人
	非住家	一部破損	棟	り災世帯	世帯	り災人員	人
		床上浸水	棟	り災世帯	世帯	り災人員	人
		床下浸水	棟	り災世帯	世帯	り災人員	人
被害状況	非住家	全壊	棟	詳細欄			
		半壊	棟				
		一部破損	棟				
(具体的な状況を記入すること。)							
調査年月日	年月日時分	調査員氏名					

- ※ 1 この調査表は、各世帯ごとに作成し、共同住宅の場合は、棟ごとに作成すること。
- 2 非住家被害は、詳細欄に用途を記入すること。
- 3 現地調査実施時点において、不明な箇所があれば、その内容を被害状況欄に記入すること。

第3号様式（第4条関係）

一般被害調査書

		地区整理番号			
発生日時	年月日時分ごろ	原因		調査地区名	地区
住所	綾瀬市		電話		
氏名	区分	所有者・管理者・その他()			
施設名					
その他被害	公共施設被害	・文教施設 ・道路 ・橋りょう ・河川 ・清掃施設（下水道処理施設含む）			
	田畑被害	・田 ・畑			
	その他被害	・ブロック塀 ・がけ ・その他()			
人的被害	死者	人	人的被害がある場合は、その詳細を人的被害調査書に記入すること。		
	行方不明者	人			
	負傷者	重傷者			
軽傷者		人			
応急対策	有 無	(内容記入)			
復旧見込み	有 無	(内容記入)			
被害状況	(具体的な状況を記入すること。)				
	調査年月日	年月日時分	調査員氏名		

※ この調査票は、被害区分に基づき個々に作成すること。

第4号様式（第4条関係）

火災調査書

火災番号	地区												
出火推定日時	年月日時分ごろ	覚知日時	日時分										
火災種別	1建物 2林野 3車両	放水開始	日時分										
	4航空機 5その他	鎮圧日時	日時分										
覚知方法	1 119 2加入 3その他()	鎮火日時	日時分										
出火場所	綾瀬市												
事業所等名			用途 1専用住宅 2共同住宅 3()併用住宅 4工場 5事務所 6()										
区分	1所有者	住所											
	2管理者	氏名											
	3占有者	歳	職業										
焼損程度	1全焼 2半焼 3部分焼	焼損面積	m ² ・a										
構造	出火階数												
消防活動状況	吏員 台 人	団員 台 人	応援 台 人()										
原因の概要													
損害	焼損棟数	全焼	棟	り災状況	全損	世帯 人	負傷者数	重症	人	死者	人		
		半焼	棟		半損	世帯 人		中等症	人		焼損面積等	建物	m ²
		部分焼	棟		小損	世帯 人		軽症	人			林野	a
		計	棟		計	世帯 人		計	人		車両	台	
死傷者発生理由又は経過													
火災拡大理由													
火災状況欄													

※ 現地調査実施時点において、不明な箇所があれば、その内容を火災状況欄に記入すること。

第5号様式（第5条関係）

被害調査集計票

区 分		被 害	区 分		被 害		
人的被害	死者	人	そ の 他 被 害	文教施設	箇所		
	行方不明者	人		道路	箇所		
	負傷者	重傷者		人	橋りょう	箇所	
		軽傷者		人	河川	箇所	
建物被害	住家被害	全壊	棟 世帯 人	清掃施設	箇所		
		半壊		棟 世帯 人	田	流水・埋没冠水	ha
					一部破損	棟 世帯 人	畑
	被害	床上浸水	棟 世帯 人	ブロック塀等			箇所
				床下浸水	棟 世帯 人	がけ	箇所
						り災人員	人
	り災世帯数	世帯					
	非住家被害	公共	全壊	棟			
			半壊	棟			
			一部破損	棟			
		その他	全壊	棟			
			一部破損	棟			

資料-8-7-6

第6号様式（第5条関係）

被害状況整理票

被害区分				
No.	場 所	状 況	被 害	備 考

※ 各被害ごとに作成すること。

7-7-8-様算

第7号様式（第5条関係）

火災調査集計票

番 号	火災 種別	管 轄 区 域	発 生 日 時 分	発 生 場 所	覚 知 方 法	焼 失		焼 失 種 数		り 災 害 額			積 算		損 害		出 動 人 員		現 在 人 員	
						全 焼	半 焼	部 分 焼	全 損	半 損	小 損	死 者	負 傷 者	焼 建 物	焼 野 林	所 他	車 両	所 他		職 員
			年 月 日 時 分			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	㎡	千円	千円	人	人	人
			年 月 日 時 分			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	㎡	千円	千円	人	人	人
			年 月 日 時 分			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	㎡	千円	千円	人	人	人
			年 月 日 時 分			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	㎡	千円	千円	人	人	人
			年 月 日 時 分			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	㎡	千円	千円	人	人	人
			年 月 日 時 分			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	㎡	千円	千円	人	人	人
			年 月 日 時 分			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	㎡	千円	千円	人	人	人
			年 月 日 時 分			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	㎡	千円	千円	人	人	人
			年 月 日 時 分			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	㎡	千円	千円	人	人	人
			年 月 日 時 分			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	㎡	千円	千円	人	人	人
			年 月 日 時 分			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	㎡	千円	千円	人	人	人
			年 月 日 時 分			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	㎡	千円	千円	人	人	人
			年 月 日 時 分			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	㎡	千円	千円	人	人	人
			年 月 日 時 分			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	㎡	千円	千円	人	人	人
			年 月 日 時 分			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	㎡	千円	千円	人	人	人
			年 月 日 時 分			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	㎡	千円	千円	人	人	人
			年 月 日 時 分			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	㎡	千円	千円	人	人	人
			年 月 日 時 分			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	㎡	千円	千円	人	人	人
			年 月 日 時 分			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	㎡	千円	千円	人	人	人
			年 月 日 時 分			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	㎡	千円	千円	人	人	人
			年 月 日 時 分			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	㎡	千円	千円	人	人	人
			年 月 日 時 分			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	㎡	千円	千円	人	人	人
			年 月 日 時 分			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	㎡	千円	千円	人	人	人
			年 月 日 時 分			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	㎡	千円	千円	人	人	人
			年 月 日 時 分			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	㎡	千円	千円	人	人	人
			年 月 日 時 分			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	㎡	千円	千円	人	人	人
			年 月 日 時 分			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	㎡	千円	千円	人	人	人
			年 月 日 時 分			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	㎡	千円	千円	人	人	人
			年 月 日 時 分			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	㎡	千円	千円	人	人	人
			年 月 日 時 分			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	㎡	千円	千円	人	人	人
			年 月 日 時 分			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	㎡	千円	千円	人	人	人
			年 月 日 時 分			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	㎡	千円	千円	人	人	人
			年 月 日 時 分			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	㎡	千円	千円	人	人	人
			年 月 日 時 分			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	㎡	千円	千円	人	人	人

※ 1 管轄区域欄には、分団管轄区域を記入すること。
 2 危険物火災にあっては、火災種別に○印を記入すること。

第8号様式（第7条関係）

被 害 金 額 算 定 書

				部
発生日時	年 月 日 時 分 ごろ			
住 所	綾瀬市		電 話	
氏 名	区 分	所有者・管理者・その他()		
施 設 名				
被害算定区分				
被害金額（単位：千円）				
被 害 状 況				
算定年月日	年 月 日		算定者氏名	

第9号様式（第8条関係）

災 害 概 況 票

年 月 日 時 分現在

1 発生日時 年 月 日 時 分

2 災害種別

3 気象状況等

(1) 地 震

年 月 日 時 分（消防本部観測）

天 候		雨 量	mm	気 温	℃	風 向	
風 速	m/s	震 度	()	ガ	ル		gal

(2) 風水害、その他

年 月 日 時 分（消防本部観測）

天 候		気 圧	mb	気 温	℃	風 向	
風 速	m/s	降り始めからの雨量	mm(降り始め 日 時 分)				
最大時間 雨 量	mm 時～時	発令中の 注・警報		注・警報			
			年 月 日 時 分	発令			

4 被害地域

5 被害程度

(1) 人的被害

地 区 別	死 者	行方不明者	重 傷 者	軽 傷 者
中 央	人	人	人	人
綾 北	人	人	人	人
寺 尾	人	人	人	人
早 園	人	人	人	人
綾 西	人	人	人	人
綾 南	人	人	人	人
合 計	人	人	人	人

(2) 建物被害

地 区 別	住 家	り災世帯	り災人員	非 住 家
中 央	全 壊	棟	世帯 人	全 壊 棟
	半 壊	棟	世帯 人	半 壊 棟
	一部破損	棟	世帯 人	一部破損 棟
	床上浸水	棟	世帯 人	床上浸水 棟
綾 北	床上浸水	棟	世帯 人	床上浸水 棟
	床下浸水	棟	世帯 人	床下浸水 棟
	全 壊	棟	世帯 人	全 壊 棟
	半 壊	棟	世帯 人	半 壊 棟
寺 尾	一部破損	棟	世帯 人	一部破損 棟
	全 壊	棟	世帯 人	全 壊 棟

早 園	床上浸水	棟	世帯 人	床上浸水	棟
	床下浸水	棟	世帯 人	床下浸水	棟
	全 壊	棟	世帯 人	全 壊	棟
	半 壊	棟	世帯 人	半 壊	棟
	一部破損	棟	世帯 人	一部破損	棟
綾 西	床上浸水	棟	世帯 人	床上浸水	棟
	床下浸水	棟	世帯 人	床下浸水	棟
	全 壊	棟	世帯 人	全 壊	棟
	半 壊	棟	世帯 人	半 壊	棟
綾 南	一部破損	棟	世帯 人	一部破損	棟
	床上浸水	棟	世帯 人	床上浸水	棟
	床下浸水	棟	世帯 人	床下浸水	棟
	全 壊	棟	世帯 人	全 壊	棟
合 計	床上浸水	棟	世帯 人	床上浸水	棟
	床下浸水	棟	世帯 人	床下浸水	棟
	一部破損	棟	世帯 人	一部破損	棟
	半 壊	棟	世帯 人	半 壊	棟

(3) 公共施設被害

地 区 別	文教施設	道 路	橋りょう	河 川	清掃施設
中 央	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
綾 北	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
寺 尾	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
早 園	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
綾 西	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
綾 南	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
合 計	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所

(4) 田畑被害

地 区 別	田	畑
中 央	流出・埋没 冠 水	流出・埋没 冠 水
	ha	ha
綾 北	流出・埋没 冠 水	流出・埋没 冠 水
	ha	ha
寺 尾	流出・埋没 冠 水	流出・埋没 冠 水
	ha	ha
早 園	流出・埋没 冠 水	流出・埋没 冠 水
	ha	ha
綾 西	流出・埋没 冠 水	流出・埋没 冠 水
	ha	ha
綾 南	流出・埋没 冠 水	流出・埋没 冠 水
	ha	ha
合 計	流出・埋没 冠 水	流出・埋没 冠 水
	ha	ha

(5) その他被害

地区別	ブロック塀等	が	け
中 央	箇所		箇所
綾 北	箇所		箇所
寺 尾	箇所		箇所
早 園	箇所		箇所
綾 西	箇所		箇所
綾 南	箇所		箇所
合 計	箇所		箇所

(6) 火災

地区別	建物火災	危険物火災	その他火災
中 央	件	件	件
綾 北	件	件	件
寺 尾	件	件	件
早 園	件	件	件
綾 西	件	件	件
綾 南	件	件	件
合 計	件	件	件

第10号様式（第8条関係）

被害金額算定概況票

年 月 日 時 分現

在

被害分類	損害金額	備 考
文教施設	円	
農林施設	円	
公共土木施設	円	
その他公共施設	円	
農産被害	円	
林産被害	円	
畜産被害	円	
商工被害	円	
合 計	円	
状況欄		

8-8 綾瀬市災害証明等取扱規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害によって生じた被害の証明等について、必要な事項を定めるものとする。

(証明区分)

第2条 証明の区分は、り災証明及びり災届出証明（以下「り災証明等」という。）とし、次の各号によりその証明行為を行う。

(1) り災証明は、災害によるり災物件が確実に立証できる場合に、り災証明書（第1号様式）により証明するものとする。

(2) り災届出証明は、災害によるり災物件が確実に立証できない場合に、り災届出証明書（第2号様式）により証明するものとする。

(証明事項)

第3条 り災証明等で証明できる事項は、災害による被害に関する事項とし、災害の発生原因及び損害額は、除くものとする。

(証明書の交付)

第4条 市長は、り災物件の所有者、管理者、占有者、担保権者、保険金受取人その他市長が必要と認める者（以下「り災者等」という。）より、り災証明書等交付願（第3号様式）が提出されたときは、その内容を審査し、第2条に定めるところにより、り災証明書等を交付するものとする。ただし、り災証明書等の様式がその提出先において特に定めがある場合は、これを様式とみなし、正本及び副本各1部を提出させ、副本に証明行為をすることができる。

(損害調査の資料)

第5条 市長は、災害によって受けた損害調査の資料とするため、り災者等に対して、り災状況報告書（第4号様式）の提出を求めることができる。

(証明書の交付場所)

第6条 証明書の交付は、防災主管課で行う。ただし、広域な災害が市内に発生した場合は、綾瀬市災害対策本部規則（平成19年綾瀬市規則第28号）に規定する災害対策本部又は地区対策本部で交付することができる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年10月31日訓令第9号）

この訓令は、平成8年11月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日訓令第13号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日訓令第21号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年11月19日訓令第6号）

この訓令は、公表の日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

り 災 証 明 書

申 請 者	住 所	
	氏 名	
	電 話	()
災 害 種 別		
り 災 物 件 と の 関 係	所有者・管理者・占有者・担保権者・保険受取人・ その他()	
り 災 日 時	年 月 日 時 分ごろ	
り 災 場 所	綾瀬市	
り 災 物 件 及 び り 災 の 程 度		

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

綾瀬市長

印

第2号様式（第2条関係）

り 災 届 出 証 明 書

申 請 者	住 所	
	氏 名	
	電 話	()
災 害 種 別		
り 災 物 件 と の 関 係	所有者・管理者・占有者・担保権者・保険受取人・ その他()	
り 災 日 時	年 月 日 時 分ごろ	
り 災 場 所	綾瀬市	
り 災 物 件 及 び り 災 の 程 度		

上記のとおり届出があったことを証明する。

年 月 日

綾瀬市長

印

第3号様式（第4条関係）

り 災 証 明 書 等 交 付 願

年 月 日

綾瀬市長 殿

申請者 住 所

氏 名

印

電 話 ()

り 災 日 時	年 月 日 時 分 ごろ		
災 害 種 別			
申 請 者	所有者・管理者・占有者・担保権者・保険受取人・		
区 分	その他()		
り 災 場 所	綾瀬市		
証 明 を 要 す る 事 項			
証 明 書	提 出 先	理 由	枚 数
提 出 先 及 び 理 由			

第4号様式（第5条関係）

り災状況報告書

年 月 日

綾瀬市長 殿

報告者 住 所

氏 名

印

電 話 ()

次のとおり報告します。

り災日時	年 月 日 時 分ごろ
り災場所	綾瀬市
災害種別	
り災物件 及び用途	
損害額	円
り災状況	

※ り災状況については、詳しく記入してください。

8-9 綾瀬市消防証明等取扱規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、火災によって生じた被害の証明及び救急車による傷病者搬送証明の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(証明の区分)

第2条 証明の区分は、り災証明及びり災届出証明(以下「り災証明等」という。)並びに救急搬送証明とし、次の各号によりその証明行為を行う。

- (1) り災証明は、火災によるり災物件が確実に立証できる場合に、り災証明書(第1号様式)により証明するものとする。
- (2) り災届出証明は、火災によるり災物件が確実に立証できない場合に、り災届出証明書(第2号様式)により証明するものとする。
- (3) 救急搬送証明は、救急活動において傷病者を救急車により医療機関へ搬送した場合に、救急搬送証明書(第3号様式)により証明するものとする。

(証明事項)

第3条 り災証明等で証明できる事項は、火災による被害に関する事項とし、火災の発生原因及び損害額は除くものとする。

2 救急搬送証明で証明できる事項は、傷病者の氏名及び搬送先医療機関とし、事故種別は除くものとする。

(証明書の交付対象者)

第4条 り災証明書及びり災届出証明書(以下「り災証明書等」という。)を交付できる対象者は、り災物件の所有者、管理者、占有者、担保権者、保険金受取人及びその他消防長が必要と認める者(以下「り災者等」という。)とする。

2 救急搬送証明書を交付できる対象者は、救急者により傷病者として医療機関に搬送された本人(未成年者の場合は本人又は保護者)及びその他消防長が必要と認める者(以下「関係者」という。)とする。

(証明書の交付)

第5条 消防長は、り災者等よりり災証明書等交付願(第4号様式)の提出がされたときは、その内容を審査し、第2条第1号及び第2号に定めるところによりり災証明書等を交付するものとする。

2 消防長は、関係者より救急搬送証明書交付願(第5号様式)の提出がされたときは、第2条第3号に定めるところにより救急搬送証明書を交付するものとする。

(平8消本訓令8・一部改正)

(交付願の特例)

第6条 り災証明書等及び救急搬送証明書の様式がその提出先において特に定めがある場合は、これを前条に定める様式とみなし、正本及び副本各1部を提出させ、副本に証明行為をすることができる。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、消防証明等の取扱いに関し必要な事項は消防長が定める。

(平8消本訓令8・一部改正)

附 則

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(平成元年1月8日消本訓令第1号)

(施行期日)

1 この訓令は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成8年10月30日消本訓令第8号)

この訓令は、平成8年11月1日から施行する。

第 1 号様式(第 2 条関係)

(平元消本訓令 1・平 8 消本訓令 8・一部改正)

り災証明書

申請者の住所氏名	
り災物件との関係	所有者 管理者 占有者 その他()
り災日時	年 月 日 時 分ごろ
り災場所	綾瀬市
り災物件及びり災の程度	

第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

綾瀬市消防長

印

第 2 号様式 (第 2 条関係)

(平元消本訓令 1・平 8 消本訓令 8・一部改正)

り災届出証明書

申請者の住所 氏名	
り災物件との 関係	所有者 管理者 占有者 その他()
り災日時	年 月 日 時 分ごろ
り災場所	綾瀬市
り災物件及び り災の程度	

第 号

上記のとおり届出があったことを証明する。

年 月 日

綾瀬市消防長

印

第 3 号様式 (第 2 条関係)

(平元消本訓令 1・平 8 消本訓令 8・一部改正)

救急搬送証明書

申請者の住所 氏名	
出動日時	
出動場所	
傷病者氏名	
搬送先医療 機関名	

第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

綾瀬市消防長

印

第 4 号様式 (第 5 条関係)

(平元消本訓令 1・平 8 消本訓令 8・一部改正)

り災証明書等交付願

年 月 日

綾瀬市消防長殿

申請者	住所
	氏名 印

り災日時	年 月 日 時 分 ころ		
り災物件の場所	綾瀬市 庄 号棟 階 号室		
証明を要する事項	1 家屋等 2 車両 3 物品 ()		
証明書提出先及び理由	提出先	理由	枚数
り災物件との関係	1 所有者 2 管理者 3 占有者 4 その他 ()		

第 5 号様式(第 5 条関係)

(平元消本訓令 1・一部改正)

救急搬送証明書交付願

年 月 日

綾瀬市消防長殿

住所

申請者

氏名

印

出動日時	年 月 日 時 分 ころ		
出動場所	綾瀬市		
傷病者氏名			
証明書提出先及び理由	提出先	理由	枚数
傷病者との関係	1 本人 2 関係者()		

9 相互応援・協定

9-1 災害時における相互応援協力に関する協定

災害時における相互応援協力に関する協定書（大和市・海老名市・座間市・綾瀬市）

（趣旨）

第1条 この協定は、隣接市（以下「関係市」という。）の区域において、広域的な災害が発生した場合の行政界付近の被災対策及び警戒宣言発令時における駅滞留者の措置等について、関係市の相互応援協力に関し、必要な事項を定める。

（応援協力の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出救護及び医療
- (2) 被災者の一時保護のための施設への受入れ及び食糧、飲料水、生活必需品等の提供
- (3) 警戒宣言発令時及び災害時の救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣及び資機材、車両等の提供
- (4) 警戒宣言発令時の駅滞留者の一時保護及びその他の必要な措置
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援協力要請の手続）

第3条 応援協力を受けようとする関係市は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請を行い、事後文書（別記様式）を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害等の状況
- (2) 前条第3号に掲げる応援協力を要請する場合にあっては、資機材等の品名、数量、職員の職種及び人員
- (3) 応援協力場所及び応援協力場所への経路
- (4) 応援協力の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 応援協力の要請を受けた関係市は、自己の区域内の被災状況等に応じ可能な範囲で要請に協力するものとする。

（応援協力経費の負担）

第4条 応援協力に要する経費の負担は、原則として応援協力を要請した関係市の負担とする。ただし、協定関係市間の協議によっては、この限りでない。

2 応援協力を要請する関係市から前項に規定する経費を支弁するいとまがなく応援

の要請があった場合は、協力を要請された市が一時立替支弁するものとする。

（災害補償等）

第5条 第2条第3号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に定めるところによる。

2 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては派遣を受けた関係市が、被災した関係市への往復経路中に生じたものについては応援協力を行う関係市が賠償の責めを負うものとする。

（情報の交換）

第6条 関係市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、情報交換を行うものとする。

（連絡担当部局）

第7条 関係市は、別表のとおりあらかじめ相互応援協力のための連絡担当部局を定めておくものとする。

（その他）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、関係市相互で協議して定めるものとする。

（施行日）

第9条 この協定は、平成8年11月15日から施行する。

平成8年11月15日

大和市下鶴間一丁目1番1号
大和市長 土屋 侯 保

海老名市勝瀬175番地
海老名市長 亀 井 英 一

座間市緑ヶ丘一丁目1番1号
座間市長 星 野 勝 司

綾瀬市早川550番地
綾瀬市長 見 上 和 由

別表（第7条関係）

連絡担当部局

市名	連絡担当部局名	電話番号	F A X 番号
大和市	災害対策本部事務局	代表	
	企画渉外部	0462	0462
	企画政策課	63-1111	61-4592
海老名市	災害対策本部事務局	代表	
	企画部	0462	0462
	企画課	31-2111	33-9118
座間市	災害対策本部事務局	代表	
	消防本部	0462	0462
	総務課	55-1111	55-3550
綾瀬市	災害対策本部事務局	代表	
	消防本部	0467	0467
	消防総務課	76-0119	77-9200

別記様式（第3条関係）

第 年 月 日

様

市長

災害発生による応援要請について

災害時における相互応援に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり応援の要請をいたします。

(1) 被害状況	
(2) 応援の種類及び内容	
(3) 応援を要する職種別人員	
(4) 応援場所及び到達経路	
(5) 応援を受ける期間	
(6) その他応援に必要な事項	

災害時等における相互応援協力に関する協定書（高座広域）

海老名市、座間市、綾瀬市及び寒川町は、それぞれの地域において災害が発生した場合、被災市町の要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援協力の種類）

第1条 応援協力の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫並びに施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) 警戒宣言発令時の駅滞留者の一時保護及びその他の必要な措置
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援協力要請の手続）

第2条 応援協力を要請する市町は、次の各号に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請することができるものとし、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害等の状況
- (2) 前条第1号から第4号の規定に掲げる応援協力を要請する場合には、物資等の品名、数量、職員の職種及び人員
- (3) 応援協力場所及び応援協力場所への経路
- (4) 応援協力の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援協力の実施）

第3条 応援協力の要請を受けた市町は、可能な範囲においてこれに応じなければならない。

（応援協力経費の負担）

第4条 応援協力を要した経費は、原則として応援協力を要請した市町の負担とする。ただし、各市町の協議によっては、負担割合を変更することができる。

2 応援協力を要請する市町から前項に規定する経費を支弁するいとまがなく応援協力の要請があった場合は、応援協力を要請された市町が一時立替えて、支弁するものとする。

（災害補償等）

第5条 第1条第4号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に定めるところによる。

2 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援協力業務の従事中に生じたものについては派遣を要請した市町が、応援協力場所への往復経路中に生じたものについては、応援協力を行う市町が賠償の責めを負うものとする。

（資料の交換）

第6条 各市町は、この協定に基づき応援協力が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料や情報を相互に交換するものとする。

（その他）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各市町が協議して定めるものとする。

（施行日）

第8条 この協定は、平成19年3月28日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書を4通作成し、押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成19年3月28日

海老名市勝瀬175番地の1
海老名市

海老名市長 内野 優

座間市緑ヶ丘一丁目1番1号
座間市

座間市長 星野 勝司

綾瀬市早川550番地
綾瀬市

綾瀬市長 笠間 城治郎

寒川町宮山165番地
寒川町

寒川町長 山田 文夫

災害時における相互応援に関する協定書（柏市）

柏市を甲とし、綾瀬市を乙とし、甲乙間において、災害時における相互応援に関する協定を次のとおり締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号の災害（以下「災害」という。）が発生し、かつ、当該災害が発生した甲又は乙のみでは十分な救護等の応急措置ができない場合における甲及び乙間相互の法第67条第1項の規定による応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するため、必要な事項について定める。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (3) 医療救護班の派遣、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な機械、器具及び資材の提供
- (4) 救援及び復旧活動に必要な車両等の提供
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 前各号に定めるもののほか、災害に際し特に必要と認めて要請した事項

（応援要請の手続）

第3条 甲及び乙は、応援を要請しようとするときは次の事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話又は電信により応援を要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 応援を要請する内容及びその人員
- (3) 応援を要する期間
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援を要する機械、器具及び資材の品名・数量
- (6) 応援を要する食糧、飲料水及び生活必需物資の品名・数量
- (7) 前各号に掲げるもののほか、応援に関して必要な事項

（応援に要した費用の負担）

第4条 応援に要した費用は、原則として当該応援を要請した市の負担とする。

（連絡責任者）

第5条 応援要請の円滑な実施を期するため、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を置くものとする。

2 甲及び乙が前項の規定によりそれぞれ置く連絡責任者は、それぞれの防災事務所管課長を持って充てるものとする。

（資料の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（報告）

第7条 甲及び乙は、応援を行ったときは、その結果を速やかに相手方に報告するものとする。

（その他）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項並びにこの協定について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（適用）

第9条 この協定は、平成17年7月23日から適用する。

この協定の成立を証するため、甲及び乙は、本書2通を作成し、記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年7月23日

甲 柏市柏五丁目10番1号
柏市
柏市長 本多 晃 印

乙 綾瀬市早川550番地
綾瀬市
綾瀬市長 笠間 城治郎 印

災害時における相互応援に関する協定書

木更津市と綾瀬市は、災害時における相互応援に関する協定を次のとおり締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、木更津市又は綾瀬市において災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)

第2条第1号の災害(以下「災害」という。)が発生し、かつ、当該災害が発生した木更津市又は綾瀬市のみでは十分な救護等の応急措置ができない場合における木更津市及び綾瀬市(以下「両市」という。)間相互の法第67条第1項の規定による応援(以下「応援」という。)を円滑に遂行するため、必要な事項について定める。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 医療救護班の派遣並びに医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な機械、器具及び資材の提供
- (4) 救援及び復旧活動に必要な車両等の提供
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 前各号に定めるもののほか、災害に際し特に両市が必要と認めて要請した事項

(応援要請の手続)

第3条 両市は、応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話又は電信により応援を要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 応援を要請する内容及びその人員
- (3) 応援を要する期間
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援を要する機械、器具及び資材の品名・数量
- (6) 応援を要する食料、飲料水及び生活必需物資の品名・数量

(7) 前各号に掲げるもののほか、応援に関して必要な事項

(応援に要した費用の負担)

第4条 応援に要した費用は、原則として当該応援を要請した市の負担とする。

(連絡責任者)

第5条 応援要請の円滑な実施を期するため、両市は、それぞれ連絡責任者を置くものとする。

2 前項の連絡責任者は、両市の防災事務所管課長をもって充てるものとする。

(資料の交換)

第6条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(報告)

第7条 両市は、応援を行ったときは、その結果を速やかに相手方に報告するものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項並びにこの協定について疑義が生じたときは、その都度両市が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、両市は、本書2通を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年3月26日

千葉県木更津市富士見一丁目2番1号

木更津市長

神奈川県綾瀬市早川550番地

綾瀬市長

災害時における応急復旧業務に関する協定書

綾瀬市（以下「甲」という。）と一般社団法人綾瀬市建設業協会（以下「乙」という。）及び乙を構成する事業者（以下「丙」という。）は、災害時における応急復旧業務に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、綾瀬市内において地震災害、風水害、凍雪害又はその他の災害（武力攻撃事態又は緊急対処事態を含む。）が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）、その機能回復を図るための応急復旧業務（以下「応急復旧業務」という。）を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対し応急復旧業務の実施を要請することができる。

2 甲は、前項の要請をする場合は、応急復旧業務要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又はその他の方法により要請し、後日、速やかに第1号様式を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、丙のうちから応急復旧業務を実施する事業者（以下「施行業者」という。）を決定するものとする。

2 施行業者は、業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、他の業務より優先して応急復旧業務を実施するものとする。この場合において、施行業者は、応急復旧業務の実施に当たっては、甲の職員の指示に従うものとする。

3 乙は、災害の状況により連絡が不可能な場合は、甲の要請を待つことなく本協定の趣旨に基づき、丙に応急復旧業務を実施させるものとする。

（要請責任者）

第4条 応急復旧業務の実施要請を正確かつ円滑に行うため、甲においては、災害警戒本部設置以前は各所管課、災害警戒本部設置時は各部、対策本部設置時は各対策部を要請責任者とする。

2 応急復旧業務の実施要請を適切に実施・把握するため、要請責任者は防災担当主管課に要請内容の承認を得なければならない。

（応急復旧業務完了報告）

第5条 応急復旧業務を実施する施行業者は、随時その活動内容等の経過について乙に報告し、乙は、業務完了後速やかに応急復旧業務完了報告書（第2号様式）及び応急復旧業務完了報告書（明細書）（第3号様式）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 本協定に基づく活動に要した費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として算出し、甲及び乙の協議により算出するものとする。

2 甲は、施行業者が乙を経由して甲に提出した請求書に基づき、施行業者に支払うものとする。この場合において、請求書は、甲が定める様式を用いるものとする。

（事故等）

第7条 乙は、第2条第1項の対応の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に速やかにその状況を報告するものとする。

（災害補償）

第8条 甲は、第2条第1項の規定により業務に従事した者が、その者の責に帰することのできない理由により死亡し、又は負傷したときは、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和53年綾瀬町条例第29号）に基づきその損害を補償するものとする。ただし、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は死亡等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、その補償額の限度において損害補償の責を免れる。

（秘密の保持）

第9条 甲、乙及び丙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。協定が解除された後においても同様とする。

（協議事項）

第10条 この協定について疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。なお、この協定の効果的な運用を図るため、次の内容について毎年6月に定期協議を行うものとする。

(1) 甲乙の組織体制

(2) 乙の連絡体制

(3) その他必要事項

2 乙は、前項の定期協議において、丙の名称及び所在地の一覧を甲に提出するものとする。

3 前項に規定する丙の名称及び所在地の一覧に変更があった場合は、乙は、その都度

第1号様式（第2条関係）

応急復旧業務要請書

年 月 日

団体名
職 氏名 殿

綾瀬市長 印

甲に変更後の一覧を提出するものとする。
(事前計画)

第11条 応急復旧業務の円滑な実施を図るため、乙は、甲と協議の上、可能な範囲において業務施行区域を事前に定め、甲に提出しなければならない。

(協定の効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を有し、甲、乙及び丙の協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を継続するものとする。ただし、平成30年8月1日一般社団法人綾瀬市建設業協会と締結した災害時における応急復旧業務に関する協定書はこの協定の効力発生をもって廃止するものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自の1通を保有するものとする。

令和5年10月1日

- 甲 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市
綾瀬市長 古 塩 政 由
- 乙 神奈川県綾瀬市上土棚南3丁目11番13号
一般社団法人綾瀬市建設業協会
会 長 平 良 浩 二
- 丙 神奈川県綾瀬市上土棚南3丁目11番13号
一般社団法人綾瀬市建設業協会構成事業者代理人
一般社団法人綾瀬市建設業協会
会 長 平 良 浩 二

災害時における応急復旧業務に関する協定に基づき、次のとおり応急復旧業務の実施を要請します。

項 目	内 容
業務名	
履行期限	
履行場所	
災害の状況及び要請の理由	
要請事項 作業内容	
監督職員	

※ 口頭により要請したときは、事後速やかに提出すること。

第2号様式（第5条関係）

応急復旧業務完了報告書

項目	内容
業務名	
履行期間	
施工業者 (社名・責任者)	
履行場所	
備考	
年 月 日	
綾 瀬 市 長 宛	
	<p>年 月 日に依頼された応急復旧業務について、 上記のとおり完了しましたので、別添の応急復旧業務完了報告書（明細書） により報告します。</p>
	団体名 職 氏名 印

第2号様式（第5条関係）

応急復旧業務完了報告書（明細書）

業務名： _____

業務名： _____

団体名： _____

履行業者： _____

作業開始日時 日 時	作業終了日時 日 時	場所	作業内容	対応人員	休憩時間	昼間		夜間		小計(円)	金額(円)	備考
						時間	車賃	時間	車賃			
合計												

昼間作業：8時～20時 夜間作業：20時～8時

災害時における応急復旧業務に関する協定書

綾瀬市（以下「甲」という。）と綾瀬市造園業協会（以下「乙」という。）及び乙を構成する事業者（以下「丙」という。）は、災害時における応急復旧業務に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、綾瀬市内において地震災害、風水害、凍雪害又はその他の災害（武力攻撃事態又は緊急対処事態を含む。）が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）、その機能回復を図るための応急復旧業務（以下「応急復旧業務」という。）を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対し応急復旧業務の実施を要請することができる。

2 甲は、前項の要請をする場合は、応急復旧業務要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又はその他の方法により要請し、後日、速やかに第1号様式を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、丙のうちから応急復旧業務を実施する事業者（以下「施行業者」という。）を決定するものとする。

2 施行業者は、業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、他の業務より優先して応急復旧業務を実施するものとする。この場合において、施行業者は、応急復旧業務の実施に当たっては、甲の職員の指示に従うものとする。

3 乙は、災害の状況により連絡が不可能な場合は、甲の要請を待つことなく本協定の趣旨に基づき、丙に応急復旧業務を実施させるものとする。

（要請責任者）

第4条 応急復旧業務の実施要請を正確かつ円滑に行うため、甲においては、災害警戒本部設置以前は各所管課、災害警戒本部設置時は各部、対策本部設置時は各対策部を要請責任者とする。

2 応急復旧業務の実施要請を適切に実施・把握するため、要請責任者は防災担当主管課に要請内容の承認を得なければならない。

（応急復旧業務完了報告）

第5条 応急復旧業務を実施する施行業者は、随時その活動内容等の経過について乙に報告し、乙は、業務完了後速やかに応急復旧業務完了報告書（第2号様式）及び応急復旧業務完了報告書（明細書）（第3号様式）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 本協定に基づく活動に要した費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として算出し、甲及び乙の協議により算出するものとする。

2 甲は、施行業者が乙を経由して甲に提出した請求書に基づき、施行業者に支払うものとする。この場合において、請求書は、甲が定める様式を用いるものとする。

（事故等）

第7条 乙は、第2条第1項の対応の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に速やかにその状況を報告するものとする。

（災害補償）

第8条 甲は、第2条第1項の規定により業務に従事した者が、その者の責に帰することのできない理由により死亡し、又は負傷したときは、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和53年綾瀬町条例第29号）に基づきその損害を補償するものとする。ただし、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は死亡等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、その補償額の限度において損害補償の責を免れる。

（秘密の保持）

第9条 甲、乙及び丙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。協定が解除された後においても同様とする。

（協議事項）

第10条 この協定について疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。なお、この協定の効果的な運用を図るため、次の内容について毎年6月に定期協議を行うものとする。

(1) 甲乙の組織体制

(2) 乙の連絡体制

(3) その他必要事項

2 乙は、前項の定期協議において、丙の名称及び所在地の一覧を甲に提出するものとする。

3 前項に規定する丙の名称及び所在地の一覧に変更があった場合は、乙は、その都度

第1号様式（第2条関係）

応急復旧業務要請書

年 月 日

団体名

職 氏名

殿

綾瀬市長

印

災害時における応急復旧業務に関する協定に基づき、次のとおり応急復旧業務の実施を要請します。

令和5年10月1日

- 甲 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市
綾瀬市長 古 塩 政 由
- 乙 神奈川県綾瀬市早川2804番地9
綾瀬市造園業協会
会 長 北 村 均
- 丙 神奈川県綾瀬市早川2804番地9
綾瀬市造園業協会構成事業者代理人
綾瀬市造園業協会
会 長 北 村 均

項 目	内 容
業務名	
履行期限	
履行場所	
災害の状況及び 要請の理由	
要請事項 作業内容	
監督職員	

※ 口頭により要請したときは、事後速やかに提出すること。

第2号様式（第5条関係）

応急復旧業務完了報告書

項目	内容
業務名	
履行期間	
施工業者 (社名・責任者)	
履行場所	
備考	
年 月 日	
綾 瀬 市 長 宛	
年 月 日	
上記のとおり完了しましたので、別添の応急復旧業務完了報告書（明細書）により報告します。	
	団体名 職 氏名 印

第2号様式（第5条関係）

応急復旧業務完了報告書（明細書）

業 務 名 :

団 体 名 :

施 行 業 者 :

作業開始日時 日 時	作業終了日時 日 時	場所	作業内容	対応人員	休憩時間	昼間		夜間		小計(円)	金額(円)	備考
						時間	車価	時間	車価			
合計												

期間作業：8時～20時 夜間作業：20時～8時

災害時における応急復旧業務に関する協定書

綾瀬市（以下「甲」という。）と綾瀬市土木協会（以下「乙」という。）及び乙を構成する事業者（以下「丙」という。）は、災害時における応急復旧業務に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、綾瀬市内において地震災害、風水害、凍雪害又はその他の災害（武力攻撃事態又は緊急対処事態を含む。）が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）、その機能回復を図るための応急復旧業務（以下「応急復旧業務」という。）を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対し応急復旧業務の実施を要請することができる。

2 甲は、前項の要請をする場合は、応急復旧業務要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又はその他の方法により要請し、後日、速やかに第1号様式を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、丙のうちから応急復旧業務を実施する事業者（以下「施行業者」という。）を決定するものとする。

2 施行業者は、業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、他の業務より優先して応急復旧業務を実施するものとする。この場合において、施行業者は、応急復旧業務の実施に当たっては、甲の職員の指示に従うものとする。

3 乙は、災害の状況により連絡が不可能な場合は、甲の要請を待つことなく本協定の趣旨に基づき、丙に応急復旧業務を実施させるものとする。

（要請責任者）

第4条 応急復旧業務の実施要請を正確かつ円滑に行うため、甲においては、災害警戒本部設置以前は各所管課、災害警戒本部設置時は各部、対策本部設置時は各対策部を要請責任者とする。

2 応急復旧業務の実施要請を適切に実施・把握するため、要請責任者は防災担当主管課に要請内容の承認を得なければならない。

（応急復旧業務完了報告）

第5条 応急復旧業務を実施する施行業者は、随時その活動内容等の経過について乙に報告し、乙は、業務完了後速やかに応急復旧業務完了報告書（第2号様式）及び応急復旧業務完了報告書（明細書）（第3号様式）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 本協定に基づく活動に要した費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として算出し、甲及び乙の協議により算出するものとする。

2 甲は、施行業者が乙を経由して甲に提出した請求書に基づき、施行業者に支払うものとする。この場合において、請求書は、甲が定める様式を用いるものとする。

（事故等）

第7条 乙は、第2条第1項の対応の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に速やかにその状況を報告するものとする。

（災害補償）

第8条 甲は、第2条第1項の規定により業務に従事した者が、その者の責に帰することのできない理由により死亡し、又は負傷したときは、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和53年綾瀬町条例第29号）に基づきその損害を補償するものとする。ただし、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は死亡等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、その補償額の限度において損害補償の責を免れる。

（秘密の保持）

第9条 甲、乙及び丙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。協定が解除された後においても同様とする。

（協議事項）

第10条 この協定について疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。なお、この協定の効果的な運用を図るため、次の内容について毎年6月に定期協議を行うものとする。

(1) 甲乙の組織体制

(2) 乙の連絡体制

(3) その他必要事項

2 乙は、前項の定期協議において、丙の名称及び所在地の一覧を甲に提出するものとする。

3 前項に規定する丙の名称及び所在地の一覧に変更があった場合は、乙は、その都度

第1号様式（第2条関係）

応急復旧業務要請書

年 月 日

団体名
職 氏名 殿

綾瀬市長 印

甲に変更後の一覧を提出するものとする。
(事前計画)

第11条 応急復旧業務の円滑な実施を図るため、乙は、甲と協議の上、可能な範囲において業務施行区域を事前に定め、甲に提出しなければならない。

(協定の効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を有し、甲、乙及び丙の協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を継続するものとする。ただし、平成30年8月1日綾瀬市土木協会と締結した災害時における応急復旧業務に関する協定書はこの協定の効力発生をもって廃止するものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年10月1日

- 甲 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市
綾瀬市長 古 塩 政 由
- 乙 神奈川県綾瀬市寺尾釜田1丁目17番24号
綾瀬市土木協会
会 長 橘 川 勝 義
- 丙 神奈川県綾瀬市寺尾釜田1丁目17番24号
綾瀬市土木協会構成事業者代理人
綾瀬市土木協会
会 長 橘 川 勝 義

災害時における応急復旧業務に関する協定に基づき、次のとおり応急復旧業務の実施を要請します。

項 目	内 容
業務名	
履行期限	
履行場所	
災害の状況及び 要請の理由	
要請事項 作業内容	
監督職員	

※ 口頭により要請したときは、事後速やかに提出すること。

第2号様式（第5条関係）

応急復旧業務完了報告書

項目	内容
業務名	
履行期間	
施工業者 (社名・責任者)	
履行場所	
備考	
年月日	
綾瀬市長宛	
	<p>年 月 日に依頼された応急復旧業務について、 上記のとおり完了しましたので、別添の応急復旧業務完了報告書（明細書） により報告します。</p>
	団体名 職 氏名 印

第2号様式（第5条関係）

応急復旧業務完了報告書（明細書）

業主名： _____

団体名： _____
 施工業者： _____

作業開始日時 日 時	作業終了日時 日 時	場所	作業内容	対応人員	休憩時間	昼間		夜間		小計(円)	金額(円)	備考
						時間	車価	時間	車価			
合計												

昼間作業：8時～20時 夜間作業：20時～8時

災害時における応急対策に関する協定書（綾瀬建設総合組合）

綾瀬市（以下「甲」という。）と綾瀬建設総合組合（以下「乙」という。）は、綾瀬市内に発生し、又は発生する恐れがある地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）時等において、災害等の拡大防止及び応急復旧活動の協力について、次のとおり協定を締結する。

（要請事項）

第1条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがあり、乙の協力を必要とするときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにした応援要請書（第1号様式）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、その他の方法により要請することができる。この場合甲は、事後において速やかに応援要請書を乙に提出するものとする。

- (1) 災害の発生場所又は発生する恐れがある場所
- (2) 災害の状況等及び要請内容
- (3) 指示事項及びその他必要な事項

（要請に対する協力）

第2条 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむをえない事由のない限り他の業務に優先して要請に応じ、協力するものとする。

（協力の状況報告及び協議）

第3条 乙は、災害時における甲の要請に基づく防災活動等の実施にあたっては、随時、その活動内容等の経過について、甲に報告するとともに、その活動内容を変更する場合は、速やかに甲と協議する。

（協力の結果報告）

第4条 乙は、甲の要請に基づいて協力した場合は、実施結果報告書（第2号様式）をもって速やかに甲に対し、次の各号に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 活動人員及び期間
- (2) 活動場所
- (3) 被害状況及び活動内容
- (4) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 乙が甲の要請の基づく活動に要した費用は、災害発生時における適正価格とし、甲は、乙が提出する請求書（第3号様式）に基づき支払うものとする。

2 前項の請求書には、施工業者からの請求書を添付するものとする。
（災害補償）

第6条 本協定に基づく活動中、乙の関係者が負傷等した場合の補償は、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和53年綾瀬町条例第29号）の定めるところによる。

（協議事項）

第7条 この協定に定めない事項について定めをする必要が生じたとき、又は、疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（協定の効力）

第8条 この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成29年2月14日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市
綾瀬市長 古塩政由

乙 神奈川県綾瀬市深谷中四丁目9番17号
綾瀬建設総合組合
組合長 高橋茂成

第1号様式（第1条関係）

応 援 要 請 書

年 月 日

綾瀬建設総合組合 殿

綾瀬市長

次のとおり、応援対策の協力を要請します。

項 目	内 容
災害状況及び活動内容	
活動場所	
その他必要な事項	

第2号様式（第4条関係）

実 施 結 果 報 告 書

年 月 日

綾瀬市長 殿

綾瀬建設総合組合

次のとおり、応援対策の協力について報告します。

項 目	内 容
活動人員及び期間	
活動場所	
被害状況及び活動内容	
その他必要な事項	

第3号様式(第5条関係)

請求書

綾瀬市長 殿
平成 年 月 日

住 所
社 名 等
代 表 者
(職 氏 名)

印

下記の金額を請求いたします。

納入先(要請課名等)		請求番号	合計金額	
品名	規格	数量	単価	金額

円也

口座の場合

フリカ	ナ			
口座名義人				
金融機関コード				
金融機関名		支店名		
預金種目		口座番号		

直接払いの場合

領収書

上記の金額を領収しました。

平成 年 月 日
綾瀬市長 殿

住 所
社 名 等
代 表 者
(職 氏 名)

印

災害時における応急対策に関する協定書（神奈川県建設労働組合湘南支部）

綾瀬市（以下「甲」という。）と神奈川県建設労働組合湘南支部（以下「乙」という。）は、綾瀬市内に発生し、又は発生する恐れがある地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）時等において、災害等の拡大防止及び応急復旧活動の協力について、次のとおり協定を締結する。

（要請事項）

第 1 条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがあり、乙の協力を必要とするときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにした応援要請書（第 1 号様式）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、その他の方法により要請することができる。この場合甲は、事後において速やかに応援要請書を乙に提出するものとする。

- (1) 災害の発生場所又は発生する恐れがある場所
- (2) 災害の状況等及び要請内容
- (3) 指示事項及びその他必要な事項

（要請に対する協力）

第 2 条 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむをえない事由のない限り他の業務に優先して要請に応じ、協力するものとする。

（協力の状況報告及び協議）

第 3 条 乙は、災害時における甲の要請に基づく防災活動等の実施にあたっては、随時、その活動内容等の経過について、甲に報告するとともに、その活動内容を変更する場合は、速やかに甲と協議する。

（協力の結果報告）

第 4 条 乙は、甲の要請に基づいて協力した場合は、実施結果報告書（第 2 号様式）をもって速やかに甲に対し、次の各号に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 活動人員及び期間
- (2) 活動場所
- (3) 被害状況及び活動内容
- (4) その他必要な事項

（費用の負担）

第 5 条 乙が甲の要請の基づく活動に要した費用は、災害発生時における適正価格とし、甲は、乙が提出する請求書（第 3 号様式）に基づき支払うものとする。

2 前項の請求書には、施工業者からの請求書を添付するものとする。
（災害補償）

第 6 条 本協定に基づく活動中、乙の関係者が負傷等した場合の補償は、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和 53 年綾瀬町条例第 29 号）の定めるところによる。

（協議事項）

第 7 条 この協定に定めない事項について定めをする必要が生じたとき、又は、疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（協定の効力）

第 8 条 この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その 1 通を保有するものとする。

平成 29 年 2 月 14 日

甲 神奈川県綾瀬市早川 5 5 0 番地
綾瀬市
綾瀬市長 古 塩 政 由

乙 神奈川県藤沢市石川二丁目 2 5 番 1 7 号
神奈川県建設労働組合湘南支部
執行委員長 古 澤 英 順

第1号様式（第1条関係）

応 援 要 請 書

年 月 日

神奈川土建一般労働組合湘南支部 殿

綾瀬市長

次のとおり、応援対策の協力を要請します。

項 目	内 容
災害状況及び活動内容	
活動場所	
その他必要な事項	

第2号様式（第4条関係）

実 施 結 果 報 告 書

年 月 日

綾瀬市長 殿

神奈川土建一般労働組合湘南支部

次のとおり、応援対策の協力について報告します。

項 目	内 容
活動人員及び期間	
活動場所	
被害状況及び活動内容	
その他必要な事項	

第3号様式(第5条関係)

請求書

綾瀬市長 殿
平成 年 月 日

住 所
社 名 等
代 表 者
(職 氏 名)

印

下記の金額を請求いたします。

納入先(要請課名等)		請求番号	合計金額	
品名	規格	数量	単価	金額

円也

口座の場合

フリカ	ナ			
口座名義人				
金融機関コード				
金融機関名		支店名		
預金種目		口座番号		

直接払いの場合

領収書

上記の金額を領収しました。

平成 年 月 日
綾瀬市長 殿

住 所
社 名 等
代 表 者
(職 氏 名)

印

災害時における応急復旧業務に関する協定書

綾瀬市（以下「甲」という。）と綾瀬市管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における応急復旧業務に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、綾瀬市内において地震災害、風水害、凍雪害又はその他の災害（武力攻撃事態又は緊急対処事態を含む。）が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）、給排水設備の機能回復を図るための応急復旧業務（以下「応急復旧業務」という。）を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対し応急復旧業務の実施を要請することができる。

2 甲は、前項の要請をする場合は、応急復旧業務要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又はその他の方法により要請し、後日、速やかに第1号様式を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、ほかの業務より優先して協力するものとする。

2 応急復旧業務を実施する乙に属する施工業者（以下「施工業者」という。）は、甲に属する職員の指示に従い、応急復旧業務を実施するものとする。

3 乙は、災害の状況により連絡が不可能な場合は、甲の要請を待つことなく本協定の趣旨に基づき応急復旧業務を実施するものとする。

（要請責任者）

第4条 応急復旧業務の実施要請を正確かつ円滑に行うため、甲においては、災害警戒本部設置以前は各所管課、災害警戒本部設置時は各部、対策本部設置時は各対策部を要請責任者とする。

2 応急復旧業務の実施要請を適切に実施・把握するため、要請責任者は防災担当主管課に要請内容の承認を得なければならない。

（応急復旧業務完了報告）

第5条 応急復旧業務を実施する施工業者は、随時その活動内容等の経過について乙に報告し、乙は、業務完了後速やかに応急復旧業務完了報告書（第2号様式）及び応急復旧業務完了報告書（明細書）（第3号様式）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 本協定に基づく活動に要した費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として算出し、甲乙協議の上、甲は、乙が提出する請求書に基づき支払うものとする。

請求書については甲が定める様式を使用するものとする。

（事故等）

第7条 乙は、第2条第1項の対応の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に速やかにその状況を報告するものとする。

（災害補償）

第8条 甲は、第2条第1項の規定により業務に従事した者が、その者の責に帰することのできな理由により死亡し、又は負傷したときは、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和53年綾瀬市条例第29号）に基づきその損害を補償するものとする。ただし、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は死亡等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、その補償額の限度において損害補償の責を免れる。

（秘密の保持）

第9条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。協定が解除された後においても同様とする。

（協議事項）

第10条 この協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

（協定の効力）

第11条 この協定は、締結の日から効力を有し、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を継続するものとする。

[ここを入力]

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年2月12日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地

綾瀬市

綾瀬市長 古塩政由

乙 神奈川県綾瀬市上土棚南2丁目9番38号

綾瀬市管工事業協同組合

理事長 高橋孝司

第1号様式(第1条関係)

応 援 要 請 書

年 月 日

神奈川県建設労働組合湘南支部 殿

綾瀬市長

次のとおり、応援対策の協力を要請します。

項 目	内 容
災害状況及び活動内容	
活動場所	

その他必要な事項	
----------	--

第2号様式(第4条関係)

実 施 結 果 報 告 書

年 月 日

綾瀬市長 殿

神奈川県建設労働組合湘南支部

次のとおり、応援対策の協力について報告します。

項 目	内 容
活動人員及び期間	
活動場所	

被害状況及び活動内容	
その他必要な事項	

直接払いの場合

領 収 書

上記の金額を領収しました。

平成 年 月 日

綾瀬市長 殿

住 所
社 名 等
代 表 者
(職 氏 名)

印

第3号様式(第5条関係)

請 求 書

綾瀬市長 殿

平成 年 月 日

住 所
社 名 等
代 表 者
(職 氏 名)

印

下記の金額を請求いたします。

納入先(要請課名等)		請求番号	合計金額	
			円也	
品名	規格	数量	単価	金額

口座の場合

フリカナ			
口座名義人			
金融機関コード			
金融機関名		支店名	
預金種目		口座番号	

9 - 3 災害時における応急対策等の協力に関する協定

災害時における応急対策の協力に関する協定書（自動車整備振興会大和綾瀬支部）

綾瀬市（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県自動車整備振興会大和綾瀬支部（以下「乙」という。）は、災害時における被災者の救援、障害物除去等に関する応急対策業務の協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、乙が所有する資機材を使用し、被災者救援や障害物除去等の応急対策業務の協力を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

（要請事項）

第2条 甲は、被災者救援や障害物除去等に関する応急対策業務の必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請する。

2 甲は、前項の要請をするときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができる。この場合甲は、事後において速やかに文書を乙に提出するものとする。

- （1）災害の状況及び応援を必要とする事項
- （2）応援を必要とする人員、資機材等
- （3）応援を必要とする場所
- （4）応援を必要とする期間及び活動内容
- （5）その他必要な事項

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむをえない事由のない限り、甲の要請に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（実施報告）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請する業務を実施した場合は、随時その活動内容を電話等により報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した文書により、甲に報告するものとする。

- （1）活動の内容
- （2）活動の人員
- （3）活動の場所
- （4）活動の期間協力内容

- （5）活動に要した費用及びその内訳
- （6）事故があった場合はその内容
- （7）その他必要な事項

（費用負担）

第5条 甲の要請に基づき、乙が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用は、災害発生時の直前における適正な価格を基準として算出した額とする。

3 前項以外の費用については、甲、乙協議のうえ定める額とする。

（補償）

第6条 本協定に基づく業務に従事中的者が、負傷等した場合の補償は、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和53年6月20日条例第29号）の定めるところによる。

（連絡責任者）

第7条 この協定に係る甲の連絡責任者は防災主管課長とし、乙の連絡責任者は社団法人神奈川県自動車整備振興会大和綾瀬支部長とする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（協定の効力）

第9条 この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成18年10月17日

甲 綾瀬市早川550
綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 大和市上草柳6-5-23
社団法人神奈川県自動車整備振興会 大和綾瀬支部
支部長 薩田 重太郎

災害時応急措置の協力に関する協定書（綾瀬市電設協会）

（趣旨）

第1条 綾瀬市（以下「甲」という。）と綾瀬市電設協会（以下「乙」という。）は、地震その他の災害により応急対策を実施するための協力について、その要請の適正化と円滑な運営を図るため、この協定を締結する。

（協力要請）

第2条 甲は、綾瀬市内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、乙に対し防災のための応急対策について、協力を要請することができる。

2 前項により要請を受けた乙は、業務上の支障又はやむを得ない事由のないう限り、必要な人員、資機材等を出動させ、甲の行う防災対策に協力するものとする。

（要請手続）

第3条 甲は、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に協力を要請する。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を必要とする人員、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする活動内容
- (5) その他必要とする事項

（報告）

第4条 甲の要請により災害現場に出動した乙は、その活動内容を電話等により報告するとともに、その業務を完了したときは、活動の内容、人員、場所、期間、費用その他参考となる事項を文書により、甲に報告するものとする。

（連絡責任者）

第5条 応急対策の実施に関する連絡の円滑を図るため、甲においては、綾瀬市災害対策本部事務局局長(防災主管課長)を、乙においては、綾瀬市電設協会長を連絡責任者とする。

（経費の負担）

第6条 第2条第2項による協力のために要した経費は、災害時直前における単価とし、甲が負担する。

（補償）

第7条 甲の要請により出動した乙に人身事故が発生した場合の災害補償については、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例(昭和53年6月20日条例第29号)の規定を適用し、甲が補償するものとする。

（協議事項）

第8条 この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（協定の効力）

第9条 この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成14年5月22日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市長 見上和由

乙 神奈川県綾瀬市早川1669番地
綾瀬市電設協会
会長 金子武明

災害時における燃料等の供給に関する協定書（神奈川県石油商業組合高座支部綾瀬部会）

綾瀬市（以下「甲」という。）と神奈川県石油商業組合高座支部綾瀬部会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の災害時（以下「災害時」という。）において、甲が実施する応急対策に対し、円滑な燃料等（以下「燃料」という。）の確保をするため、乙が行う協力に関し必要な事項を定める。

（要請事項等）

第2条 甲は、災害時における燃料の確保を図るため必要があると認めるときは、乙の保有する燃料の供給を要請する。

2 甲は、前項の規定により要請するときは、燃料等の供給要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、その他の方法により要請することができる。この場合甲は、事後において速やかに燃料等の供給要請書を提出するものとする。

3 乙の措置事項は、燃料等の供給報告書（第2号様式）により行うものとする。

4 甲及び乙の要請の経路は別に定める。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限り、保有燃料の優先供給及び搬出に対する協力等に努めるものとする。

（燃料の範囲）

第4条 燃料の範囲は、ガソリン、軽油、灯油及びその他甲が指定する燃料とする。

（運搬）

第5条 運搬は、甲が指定する場所まで乙が行うものとする。ただし、必要に応じて乙は、甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（燃料の価格）

第6条 燃料の取引価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

（協定内容の周知）

第7条 甲及び乙は、平常時からその従事者等に対して、本協定の趣旨及び手続きの周知に努めるものとする。

（連絡）

第8条 乙は、この協定に協力できる部会員の名簿及びタンク容量を毎年6月末日までに甲に

通知するものとする。

（補償）

第9条 本協定による運搬協力活動中、乙の関係者が負傷等した場合の補償は、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和53年綾瀬町条例第29号）の定めるところによる。

（暴力団等排除に係る協定の解除）

第10条 甲は、乙が綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号。以下「条例」という。）

第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等に該当するときは、この協定を解除するものとする。

2 甲は、乙の部会員が条例第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等に該当するときは、その部会員をこの協定から除くものとする。

（協議事項）

第11条 この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第12条 本協定は締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成25年5月8日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市
綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 神奈川県綾瀬市深谷中三丁目10番14号
神奈川県石油商業組合高座支部綾瀬部会
部会長 吉野 久一

第1号様式（第2条関係）

燃料等の供給要請書

年 月 日

神奈川県石油商業組合高座支部綾瀬部会

部会長 様

綾瀬市長

災害時における燃料等の供給に関する協定に基づき、次のとおり燃料等の供給を要請します。

項目	内容
災害の状況及び 供給要請の事由	

項目	品名	数量	備考
供給を必要とする 品名及び数量	ガソリン		
	軽油		
	灯油		
供給を必要とする場所			
その他必要な事項			

運搬（第5条関係） 該当事項に 印を付け、内容を記入する。

- 上記燃料等の運搬を下記のとおり願います。
 - 場 所
 - 日 時 年 月 日
- 市災害対策本部職員が 年 月 日 時に直接受取に行きます。
- その他

第2号様式（第2条関係）

燃料等の供給報告書

年 月 日

綾 瀬 市 長

神奈川県石油商業組合高座支部綾瀬部会

部会長

災害時における燃料等の供給に関する協定に基づき、次のとおり燃料等の供給を報告します。

項目	品名	数量	備考
供給した品名 及び数量	ガソリン		
	軽油		
	灯油		
供給した相手方 もしくは場所			
供給した日時	年 月 日 時頃		
その他必要な事項			

9 - 4 地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書（神奈川県建物解体業協会）

（趣旨）

第1条 地震等の大規模災害が発生した場合における被災した建物の解体撤去等に関し、綾瀬市（以下「甲」という。）が社団法人神奈川県建物解体業協会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、地震等により倒壊、焼失した建物の解体撤去に伴い発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、甲が自らの責任において及び所有者の意向をうけ実施する次の各号の事業（以下「解体撤去等」という。）について、次条の手続きにより乙に協力を要請する。

- (1) 被災した建物の解体
- (2) 災害廃棄物の撤去
- (3) 前各号に伴う必要な措置

2 乙は、必要な人員、車両、資機材を調達し、甲が実施する解体撤去等に可能な限り協力する。

（協力要請の手続き）

第4条 甲は、乙への協力要請に当っては、次の各号に掲げる事項を文書をもって乙に通知する。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

- (1) 協力内容
 - (2) その他必要な事項
- （解体撤去等の実施）

第5条 乙は、要請内容に基づき甲の指示に従い解体撤去等を実施する。

2 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

3 乙は、解体撤去等の実施に当っては次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底に努めること。

（報告）

第6条 乙は、解体撤去等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書をもって甲に報告する。

- (1) 実施内容
- (2) その他の必要な事項

（費用の負担）

第7条 乙が第3条の要請に基づき実施した解体撤去等に要した費用は、甲が負担する。

（災害補償）

第8条 第3条の要請に基づき実施した解体撤去等に従事した者が、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の災害補償については、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和53年6月20日条例第29号）の定めるところによる。

（連絡責任者）

第9条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては、綾瀬市災害対策本部事務局長（防災主管課長）とし、乙においては、社団法人神奈川県建物解体業協会事務局長とする。

（協議事項）

第10条 この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（協定の効力）

第11条 この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成14年5月22日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市長 見上和由

乙 神奈川県横浜市中区常盤町2丁目11番地
社団法人 神奈川県建物解体業協会
会長 浦山三郎

9-5 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、神奈川県内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した市町村単独では災害応急対策及び災害復旧対策（以下「応急対策」という。）を十分に実施できない場合等に備え、県内の各地域ブロックごとの自立的な連携体制を強化するとともに、地域ブロック相互間での協力体制を構築することで、県内の市町村間での相互応援の迅速かつ円滑な遂行を図り、併せて県外の災害に対しても、この相互応援体制を活用して迅速な応援を行うための基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域ブロック 県域を各地域県政総合センターの所管区域並びに横浜市及び川崎市の区域に分割したそれぞれの区域をいう。
- (2) 地域調整本部 市町村間の相互応援を円滑に実施するため、横浜市及び川崎市以外の地域ブロックごとに当該地域県政総合センター所長を本部長として設置する臨時の組織をいう。
- (3) 市町村応援本部 他の市町村への応援を円滑に実施するため市町村が設置する臨時の組織をいう。
- (4) 市町村連絡員 市町村における応急対策や市町村相互間の応援を円滑に実施するため、県内市町村に派遣する県職員をいう。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 応急対策に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 避難、救援及び応急復旧等に必要の職員の派遣
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要求があった事項

(県の役割)

第4条 県は、災害情報の収集に努めるとともに、地域ブロック内及び地域ブロック相互間における市町村の相互応援を調整するものとする。
2 県は、県内及び県外地域において災害が発生した場合で、知事が必要と認めるときは、被災地に広域災害時情報収集先遣隊（以下「先遣隊」という。）を派遣して、災害情報の収集、伝達及び応急対策に関する連絡調整を行わせるものとする。

(市町村の役割)

第5条 市町村は、他市町村に対する応援体制を常に整えておくとともに、所在する地域ブロックの地域調整本部との調整により、他市町村に対する応援を実施するものとする。

(地域調整本部の設置)

第6条 県は、県内で災害が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策を実施することができないとき、又はそのおそれがあるときで、市町村間の相互応援が必要と認めるときは、必要な地域ブロックに地域調整本部を設置するものとする。

(市町村応援本部の設置)

第7条 市町村は、所在する地域ブロックに地域調整本部が設置され、当該市町村長が必要と認めるときは、市町村応援本部を設置するものとする。

(市町村連絡員の派遣)

第8条 地域県政総合センターは、県内で災害が発生し、所管する地域ブロック内の市町村が災害対策本部又は市町村応援本部を設置し、市町村連絡員の派遣を求めた場合、又は甚大な被害が発生したと見込まれる場合は、市町村連絡員を派遣して、災害情報の収集、伝達等を行わせるものとする。
2 地域県政総合センターは、前項に規定する市町村連絡員を派遣できないときは、県安全防災局に、当該市町村への市町村連絡員の派遣を依頼するものとする。

(地域ブロック内での相互応援)

第9条 地域調整本部は、所管する地域ブロック内において、被災した市町村のみでは十分な応急対策を実施することができない場合、又は市町村から応援の調整を求められた場合は、被災市町村への応援の実施について、地域ブロック内の他の市町村と調整するものとする。

(地域ブロックをまたがる相互応援)

第10条 被災地を抱える地域調整本部は、地域ブロック内での相互応援だけでは、十分な応急対策を実施することができない場合、又はそのおそれがある場合は、県安全防災局に、他の地域ブロックの市町村による応援の調整を依頼するものとする。
2 県安全防災局は、前項の規定による依頼を受けたときは、他の地域調整本部に応援内容を伝達し、当該地域ブロック内の市町村による応援の調整を依頼するものとする。ただし、横浜市及び川崎市に対しては、直接応援を依頼するものとする。

(県外地域に対する応援の調整)

第11条 県は、県外地域で災害が発生し、先遣隊等からの情報により、応援の必要を認められた場合、又は他都道府県等から応援要請があった場合は、必要に応じて、地域ブロックを指定して地域調整本部を設置するものとする。
2 県外地域に対する県内市町村の応援の調整は、前条第2項の規定を準用するものとする。

(応援に要する経費の負担)

第12条 県内の市町村相互間の応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた市町村が負担するものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、応援を受けた市町村と応援を行った市町村が、その都度協議して定めるものとする。

3 県外地域に対する応援に要した費用は、国、神奈川県以外の都道府県、県外の市町村等からの要請や、個別の協定等に基づいて実施した場合は、それぞれの定めに従うこととし、県又は県内市町村の判断で、自主的に応援を実施した場合は、原則として、応援を実施した県又は市町村が負担するものとする。

(他の協定等との関係)

第13条 この協定は、既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等による応援を妨げるものではない。

(委任規定)

第14条 この協定に定めるもののほか、応援の手続き等の協定の実施に関し必要な事項は別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、その都度、県及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成24年4月1日から適用する。
- 2 この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、それぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成24年3月29日

神奈川県知事

長尾 昭治

神奈川県市長会会長

茅ヶ崎市長

股部 信明

神奈川県町村会会長

箱根町長

山口昇士

神奈川県市長会

- | | | |
|-------|----|-----|
| 横浜市長 | 林 | 文子 |
| 川崎市長 | 阿部 | 孝夫 |
| 相模原市長 | 加山 | 俊夫 |
| 横須賀市長 | 吉田 | 雄人 |
| 平塚市長 | 落合 | 克宏 |
| 鎌倉市長 | 松尾 | 崇 |
| 藤沢市長 | 鈴木 | 恒夫 |
| 小田原市長 | 加藤 | 憲一 |
| 茅ヶ崎市長 | 股部 | 信明 |
| 逗子市長 | 平井 | 竜一 |
| 三浦市長 | 吉田 | 英男 |
| 秦野市長 | 古谷 | 義幸 |
| 厚木市長 | 小林 | 常良 |
| 大和市長 | 大木 | 哲 |
| 伊勢原市長 | 長塚 | 幾子 |
| 海老名市長 | 内野 | 優 |
| 座間市長 | 遠藤 | 三紀夫 |
| 南足柄市長 | 加藤 | 修平 |
| 綾瀬市長 | 笠間 | 城治郎 |
| 葉山町長 | 山梨 | 崇仁 |
| 寒川町長 | 木村 | 俊雄 |
| 大磯町長 | 中崎 | 久雄 |
| 二宮町長 | 坂本 | 孝也 |
| 中井町長 | 尾上 | 信一 |
| 大井町長 | 間宮 | 恒行 |
| 松田町長 | 島村 | 俊介 |
| 山北町長 | 湯川 | 裕司 |
| 開成町長 | 府川 | 裕一 |
| 箱根町長 | 山口 | 昇士 |
| 真鶴町長 | 青木 | 健 |
| 湯河原町長 | 富田 | 幸宏 |
| 愛川町長 | 山田 | 登美夫 |
| 清川村長 | 大矢 | 明夫 |

神奈川県町村会

9-6 県央地域市町村災害時相互応援等に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町及び清川村(以下「構成市町村」という。)並びに構成市町村と友好協定等を締結している都市等(以下「友好都市等」という。)において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生した場合に、被災した構成市町村(以下「被災構成市町村」という。)又は被災した友好都市等(以下「被災友好都市等」という。)の応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について必要な事項を定める。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 応急対策及び復旧対策活動に必要な資機材の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第3条 応援の要請をしようとする被災構成市町村又は被災友好都市等から応援の要請を受けた構成市町村(以下「応援市町村」という。)は、次に掲げる事項を明らかにし、第7条に定める連絡担当部局を通じて、他の構成市町村に電話その他の方法により応援を要請し、後日、速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 提供を要請する物資及び資機材の品名、数量等
- (3) 応援場所及び応援場所への経路並びに連絡窓口となる担当者名等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

2 被災友好都市等への応援は、前項の規定による応援市町村からの応援の要請に基づき、可能な限り応援を実施するものとする。

3 第1項の規定による応援の要請を受けた構成市町村は、応援要請をした構成市町村に対し、応援の内容を報告するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援の要請を受けた構成市町村は、極力これに応じ応援の実施に努めるものとする。

(被災構成市町村への応援経費の負担)

第5条 被災構成市町村への応援に要した経費は、応援を要請した被災構成市町村の負担とする。ただし、構成市町村間の協議によっては、この限りでない。

2 応援の要請をした被災構成市町村が前項に規定する経費を支弁する時間的余裕がなく、かつ、応援の要請をした被災構成市町村からの要請があった場合は、応援を実施した構成市町村は、一時、立替支弁するものとする。

3 応援を実施した構成市町村が、前項の規定に基づく経費の負担をした場合には、この協定等に基づき、負担した経費の精算をするものとする。

(被災友好都市等への応援経費の負担)

第6条 被災友好都市等への応援に要した経費は、応援市町村が、一時、立替支弁するものとする。

2 応援市町村が、前項の規定に基づく経費の負担をした場合には、被災友好都市等との協定等に基づき、負担した経費の精算をするものとする。

(連絡担当部局)

第7条 構成市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生した場合は、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(他の協定等との関係)

第8条 この協定は、既に締結している他の相互応援協定を排除するものではない。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、構成市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書8通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成23年9月1日

相模原市長

厚木市長

大和市長

海老名市長

座間市長

綾瀬市長

愛川町長

滑川村長

9 - 7 遠方都市との災害時における相互応援に関する協定書

鹿屋市と綾瀬市は、災害時における相互応援に関する協定を次のとおり締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、鹿屋市又は綾瀬市において災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)

第2条第1号の災害(以下「災害」という。)が発生し、かつ、当該災害が発生した鹿屋市又は綾瀬市のみでは十分な救護等の応急措置ができない場合における鹿屋市及び綾瀬市(以下「両市」という。)間相互の法第67条第1項の規定による応援(以下「応援」という。)を円滑に遂行するため、必要な事項について定める。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (3) 医療救護班の派遣並びに医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な機械、器具及び資材の提供
- (4) 救援及び復旧活動に必要な車両等の提供
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 前各号に定めるもののほか、災害に際し特に両市が必要と認めて要請した事項

(応援要請の手続)

第3条 両市は、応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話又は電信により応援を要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 応援を要請する内容及びその人員
- (3) 応援を要する期間
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援を要する機械、器具及び資材の品名・数量

(6) 応援を要する食料、飲料水及び生活必需物資の品名・数量

(7) 前各号に掲げるもののほか、応援に関して必要な事項

(応援に要した費用の負担)

第4条 応援に要した費用は、原則として当該応援を要請した市の負担とする。

(連絡責任者)

第5条 応援要請の円滑な実施を期するため、両市は、それぞれ連絡責任者を置くものとする。

2 前項の連絡責任者は、両市の防災事務所管課長をもって充てるものとする。

(資料の交換)

第6条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(報告)

第7条 両市は、応援を行ったときは、その結果を速やかに相手方に報告するものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項並びにこの協定について疑義が生じたときは、その都度両市が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、両市は、本書2通を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年6月29日

鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号

鹿屋市長 嶋田芳博

神奈川県綾瀬市早川550番地

綾瀬市長 笠間城治郎

各務原市と綾瀬市は、災害時における相互応援に関する協定を次のとおり締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、各務原市又は綾瀬市において災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)

第2条第1号の災害(以下「災害」という。)が発生し、かつ、当該災害が発生した各務原市又は綾瀬市のみでは十分な救護等の応急措置ができない場合における各務原市及び綾瀬市(以下「両市」という。)間相互の法第67条第1項の規定による応援(以下「応援」という。)を円滑に遂行するため、必要な事項について定める。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (3) 医療救護班の派遣並びに医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な機械、器具及び資材の提供
- (4) 救援及び復旧活動に必要な車両等の提供
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 前各号に定めるもののほか、災害に際し特に両市が必要と認めて要請した事項

(応援要請の手続)

第3条 両市は、応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話又は電信により応援を要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 応援を要請する内容及びその人員
- (3) 応援を要する期間
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援を要する機械、器具及び資材の品名・数量
- (6) 応援を要する食料、飲料水及び生活必需物資の品名・数量
- (7) 前各号に掲げるもののほか、応援に関して必要な事項

(応援に要した費用の負担)

第4条 応援に要した費用は、原則として当該応援を要請した市の負担とする。

(連絡責任者)

第5条 応援要請の円滑な実施を期するため、両市は、それぞれ連絡責任者を置くものとする。

2 前項の連絡責任者は、両市の防災事務所管課長をもって充てるものとする。

(資料の交換)

第6条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(報告)

第7条 両市は、応援を行ったときは、その結果を速やかに相手方に報告するものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項並びにこの協定について疑義が生じたときは、その都度両市が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、両市は、本書2通を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年10月9日

岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地

各務原市長 森 真

神奈川県綾瀬市早川550番地

綾瀬市長 笠間 城治郎

地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

(趣旨)

第1条 地震等の大規模災害が発生した場合における災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処理・処分に関し、綾瀬市(以下「甲」という。)が公益社団法人神奈川県産業資源循環協会(以下「乙」という。)に協力を求めるに当たって必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害によって発生する廃棄物、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物及びし尿をいい、詳細については別表に示す。

(協力要請)

第3条 甲は、次の各号の事業(以下「災害廃棄物の処理等」という。)について、第5条の手続きにより、乙に協力を要請する。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処理・処分
- (4) 前各号に伴う必要な事項

2 乙は、必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力する。

(情報の提供)

第4条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力を得られるように、自らが所管する地域の被災状況等必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告する。

(協力要請の手続き)

第5条 甲は、乙への協力要請に当たっては、要請内容を記載した文書をもって、神奈川県(以下「県」という。)を通じて行う。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

2 甲は、災害により県が組織として機能しない等、県を通じて協力要請を行い難しい場合は、次の各号に掲げる事項を文書をもって乙に通知する。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

- (1) 協力内容
- (2) その他必要な事項

3 甲は、前項の要請を行ったときは、県の組織の機能の回復後に速やかに県に報告する。乙は、前項の要請を受理したときは、県の組織の機能の回復後に速やかに県に報告する。

(災害廃棄物処理等の実施)

第6条 甲は、第4条第2項の規定による乙からの報告を受け、災害廃棄物の処理等を行う乙の会員(以下「乙会員」という。)を甲が定める規則等に基づき決定する。

- 2 乙会員は、要請内容に基づき甲の指示に従い、災害廃棄物の処理等を実施する。
- 3 甲は、乙会員の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。
- 4 乙会員は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意する。
 - (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
 - (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底に努めること。

(報告)

第7条 乙会員は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告する。

- (1) 実施内容
- (2) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 乙会員が第3条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に要する費用は、甲が負担し、その価格は甲と乙会員が協議のうえ決定する。

(災害補償)

第9条 第3条の要請に基づき乙会員が実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、負傷、疾病、傷害又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の関係法令等による。

(契約書の締結)

第10条 第3条の要請に基づき乙会員が災害廃棄物の処理等を実施するときは、甲と乙会員とは、第8条の費用負担に基づいた委託契約を締結するものとし、当該契約書には第9条の災害補償の条項を盛り込むこととする。

(平時における協力体制)

第11条 甲が必要と認めた場合は、乙に随時この協定に係る協会の状況等の情報提供を求めることができる。

2 甲又は乙が防災訓練等の必要を認めた場合には、相互協力を努める。

(連絡窓口)

第12条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては綾瀬市災害廃棄物処理等所管課、乙においては公益社団法人神奈川県産業資源循環協会事務局とする。

(協議)

第13条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、令和2年9月1日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。以降も同様とする。

附則

この協定は令和2年9月1日から適用する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和2年9月1日

甲 綾瀬市早川550番地
綾瀬市
綾瀬市長 古塩 政由

乙 横浜市中区山下町1シルクセンター
公益社団法人神奈川県産業資源循環協会
会長 藤枝 慎治

別表

種類	内容	
災害によって発生する廃棄物	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック類等が混在した廃棄物
	不燃物	廃タイヤ類、分別できない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
	コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	木くず	柱・梁・壁材、水害または津波などによる流木など
	腐敗性廃棄物	畳や冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工品や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	廃家電	テレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受けて使用できなくなったもの
	廃自動車等	使用できなくなった自動車、自動二輪車、原付自転車
	廃船舶	使用できなくなった船舶
	有害廃棄物	アスベストを含む廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA処理木材・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物
その他処理困難物	消火器、ボンベ類などの危険物やピアノ、マットレスなどの自治体の施設では処理が困難なもの(レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む)、漁網、石膏ボードなど	
津波堆積物	海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの	
被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物	家庭ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど
し尿	仮設トイレ(災害用簡易組立トイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供された汲取り式トイレ等の総称)等からの汲取りし尿	

10 その他

10 - 1 綾瀬市の災害記録

- 1 明治43年8月の水害により被害を受けた。
- 2 明治44年6月19日、7月25日～26日、8月13日の台風及び8月19日の豪雨により被害を受けた。
- 3 大正元年9月22日～23日の暴風雨により被害を受けた。
- 4 大正3年8月12日～13日、8月29日～31日、9月13日の暴風雨により被害を受けた。
- 5 大正6年9月30日～10月1日の暴風雨により被害を受けた。
- 6 大正12年9月1日午前11時58分に発生した関東大震災で大きな被害を受けた。
被害状況 ○建物被害 全壊 463戸
半壊 273戸
○住宅以外（物置、蔵）の被害 全壊 860戸
半壊 377戸
○人的被害 死者 16人
負傷者 58人
- 7 大正12年9月15日～16日の豪雨により大きな被害を受けた。
- 8 大正13年1月15日丹沢山塊を震源域とする地震により被害を受けた。
- 9 大正13年9月16日の洪水により被害を受けた。
- 10 昭和23年9月16日～17日のアイオン台風による豪雨で被害を受けた。
- 11 昭和24年8月21日のキティ台風により被害を受けた。
- 12 昭和27年6月22日～23日のダイナ台風が厚木付近を通過した。
- 13 昭和33年9月16日～18日に台風21号が襲来した。
- 14 昭和33年9月25日～27日に台風22号が襲来した。
- 15 昭和41年6月28日の台風4号で目久尻川及び蓼川が氾濫し、床上浸水家屋があった。
- 16 昭和41年9月24日の台風26号で床上浸水家屋があった。
- 17 昭和45年6月30日の集中豪雨で被害を受けた。
- 18 昭和47年7月12日の集中豪雨で被害を受けた。
- 19 昭和48年11月10日の豪雨で被害を受けた。
- 20 昭和49年7月8日の豪雨で被害を受けた。
- 21 昭和50年7月4日の豪雨で被害を受けた。
- 22 昭和50年10月5日に台風13号が襲来した。

23 昭和51年9月9日～11日の台風17号で大きな被害を受けた。

被害状況 ○建物被害 全壊 1戸
半壊 1戸
部分壊 9戸
床下浸水 335戸
床上浸水 136戸
○がけ崩れ 25カ所
○川の氾濫 7カ所
○人的被害 死者 1人

24 昭和52年8月19日の豪雨で被害を受けた。

25 昭和54年10月19日の台風20号により被害を受けた。

26 昭和55年10月14日の台風19号により被害を受けた。

27 昭和56年4月20日の豪雨で被害を受けた。

28 昭和56年7月23日の集中豪雨で被害を受けた。

29 昭和56年10月22日台風24号が襲来した。

30 平成元年1月20日竜巻により被害を受けた。

被害状況 ○建物被害 半壊 1棟
一部破損 43棟
○り災世帯 44世帯
○り災人員 157人
○人的被害 軽症 1人
○被害区域 吉岡、深谷、本蓼川

31 平成元年10月14日伊豆半島を震源域とする地震により被害を受けた。

市内震度 5 242ガル
被害状況 ○建物被害 一部破損 53棟
○非住家 一部破損 1棟
○人的被害 軽症 4人
○被害区域 深谷、寺尾、小園、早川、綾西、吉岡

32 平成2年8月10日の台風11号により被害を受けた。

33 平成2年9月30日の台風20号により被害を受けた。

被害状況 ○建物被害 床下浸水 2棟

34 平成3年9月19日の台風18号により被害を受けた。

35 平成5年11月13日～14日の豪雨により被害を受けた。

被害状況 ○建物被害 床上浸水 3棟
○車両浸水 2台

- 36 平成6年7月12日の豪雨により被害を受けた。
- 37 平成7年7月17日の台風12号により被害を受けた。
- 38 平成8年7月21日の豪雨により被害を受けた。
被害状況 ○建物被害 床下浸水 4棟
○車両浸水 8台
- 39 平成8年9月2日の豪雨により被害を受けた。
被害状況 ○建物被害 床下浸水 2棟
○車両浸水 1台
- 40 平成8年9月22日の台風17号により被害を受けた。
被害状況 ○建物被害 14棟
○その他被害 農作物や農業施設に大きな被害があった。
- 41 平成10年8月28日の豪雨により被害を受けた。
- 42 平成10年9月15日～16日の台風5号により被害を受けた。
- 43 平成11年9月4日の豪雨により被害を受けた。
被害状況 ○建物被害 床下浸水 14棟
○車両浸水 6台
○その他被害 比留川の土のう崩壊、棚の基礎露出、土砂堆積、砂利流出、道路冠水
- 44 平成12年7月7日の台風3号により被害を受けた。
- 45 平成12年8月9日の豪雨により被害を受けた。
被害状況 ○建物被害 床下浸水 4棟
○車両浸水 10台
○その他被害 雨水用マンホール蓋の持ち上がり及び付近塗装部分の損壊
- 46 平成12年9月16日の豪雨により被害を受けた。
被害状況 ○建物被害 床下浸水 11棟
○車両浸水 5台
○その他被害 比留川の工事個所の護岸の一部損壊
- 47 平成16年7月11日の雹^{ひょう}により被害を受けた
被害状況 ○その他被害 車庫、テラスの屋根等に被害を受けた
農作物や農業施設に大きな被害を受けた

- 48 平成16年10月9日の台風22号により被害を受けた
- 被害状況 ○建物被害 床上浸水 6棟
床下浸水 19棟
○非住家 床上浸水 4棟
床下浸水 1棟
○河川溢水 2箇所
○その他被害 かけ崩れ、倒木、車水没
- 49 平成16年12月5日の暴風により被害を受けた
- 被害状況 ○軽傷 1名
○住家一部破損 1棟
○非住家 7棟
- 50 平成17年9月4日の大雨により被害を受けた
- 被害状況 ○非住家 床下浸水 1棟
○車両水没 8台
- 51 平成19年9月6日の台風9号により被害を受けた
- 被害状況 ○非住家 3棟
- 52 平成20年8月29日の集中豪雨により被害を受けた
- 被害状況 ○非住家 3棟
○車両水没 2台
- 53 平成22年3月20日の暴風により被害を受けた
- 被害状況 ○住家一部破損 1棟
- 54 平成22年12月3日の大雨により被害を受けた
- 被害状況 ○住家 床上浸水 6棟
床下浸水 18棟
○非住家 8棟
○車両水没 38台
- 55 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震により被害を受けた
- 被害状況 ○家屋 3件
○公共施設 3件
○文教施設 1件
事業所等 7件
○ブロック塀 8件
- 56 平成23年9月21日の台風15号により被害を受けた
- 被害状況 ○軽傷 1名
○住家一部破損 50棟

- 非住家全壊 1棟
一部破損 20棟
- 57 平成24年9月30日の台風17号により被害を受けた
被害状況 ○住家一部破損 2棟
- 58 平成25年1月14日の大雪により被害を受けた
被害状況 ○中傷 1名
○軽傷 5名
- 59 平成25年4月6日の豪雨により被害を受けた
被害状況 ○住家 床上浸水 14棟
床下浸水 10棟
○非住家 床上浸水 3棟
床下浸水 3棟
○車両等水没 44台
○その他被害 がけ崩れ、道路冠水、堀・河川・下水施設・農地被害
- 60 平成25年9月15日～16日の台風18号により被害を受けた
被害状況 ○中等傷 1名
○軽傷 2名
○車両水没 1台
○その他被害 停電、がけ崩れ、道路冠水、河川・下水施設被害
- 61 平成25年10月15日の台風26号により被害を受けた
被害状況 ○その他被害 道路冠水、農作物被害
- 62 平成26年2月8日の大雪により被害を受けた
被害状況 ○中等傷 4名
○軽傷 2名
- 63 平成26年2月14日の大雪により被害を受けた
被害状況 ○中等傷 11名
○軽傷 5名
- 64 平成26年6月6日～7日の豪雨により被害を受けた
被害状況 ○車両水没 1台
- 65 平成26年6月24日の豪雨により被害を受けた
被害状況 ○その他被害 道路冠水
- 66 平成26年7月10～11日の台風8号により被害を受けた
被害状況 ○その他被害 車両被害
- 67 平成26年8月10日の豪雨により被害を受けた
被害状況 ○その他被害 土砂流出、道路冠水

68 平成26年10月5日～6日の台風18号により被害を受けた

被害状況	住家	床上浸水	17件
		床下浸水	28棟
		破損	3件
	非住家	床下浸水	1棟
		車両等水没	11台
		土砂浸入	5件
		その他被害	道路冠水

69 平成29年8月1日の豪雨により被害を受けた

被害状況	住家	床上浸水	1件
		床下浸水	11棟
	非住家	床下浸水	5棟
		車両等水没	4台
		フェンスの崩落	2件
		その他被害	道路冠水

70 平成30年3月9日の豪雨により被害を受けた

被害状況	住家	床下浸水	3棟
	非住家	床下浸水	2棟
		車両等水没	13台
		土砂浸入	6件
		その他被害	道路冠水

71 令和元年9月8日～9日の台風15号により被害を受けた

被害状況	物的被害	137件
	建物	15件
	倒木	90件
	工作物	15件
	農業用施設	17件
	農作物面積	11,450㎡

72 令和元年10月12日～13日の台風19号により被害を受けた

被害状況	物的被害	101件
	建物	17件
	倒木	46件
	道路冠水	2件
	工作物	23件
	農業用施設	13件

農作物面積 37,000m²

10 - 2 綾瀬市における気温と降水量

(標高48m)

(令和3年)

月	風速・風向		気温			湿度				気圧		雨量			
	平均風速	平均風向	平均	最高	最低	平均	最高	最低	実効湿度	現地気圧	海面気圧	10分最大	時間最大	日最大	月積算
	m / s					%	%	%	%	h P a	h P a	mm	mm	mm	mm
01	1.5	北	5.4	18.2	-4.4	51.0	93.6	12.2	50.9	1010.5	1017.4	1.0	3.5	21.0	45.0
02	2.4	北	8.4	21.3	-1.8	45.9	95.8	11.6	46.2	1008.3	1015.1	3.5	14.5	60.5	75.5
03	2.3	北	12.5	22.7	3.2	60.9	97.4	18.0	58.8	1010.9	1017.7	6.0	22.5	87.0	190.5
04	2.6	南南西	14.7	24.0	6.5	58.2	97.7	10.8	58.3	1011.3	1018.1	5.5	22.0	58.5	154.0
05	2.9	南	19.2	27.3	9.5	69.8	98.3	18.0	69.2	1003.3	1009.9	4.0	9.0	40.0	89.0
06	2.0	南	22.2	31.4	16.2	75.5	97.7	24.1	74.3	1004.1	1010.6	5.0	9.0	39.0	124.0
07	1.7	南	25.4	33.9	19.4	82.0	98.3	37.5	82.0	1004.5	1010.9	10.5	39.0	155.5	380.0
08	2.6	南南西	26.9	35.5	18.3	79.9	97.7	43.3	79.9	1004.0	1010.3	12.0	46.0	99.5	316.0
09	1.6	北	22.5	31.9	17.1	76.9	97.7	29.4	76.9	1008.8	1015.2	13.5	41.0	148.0	228.0
10	1.7	北	18.2	29.4	8.7	72.2	97.7	26.3	72.7	1012.2	1018.9	2.5	12.0	68.5	120.5
11	1.6	北	13.6	22.7	2.7	61.6	98.0	25.5	61.8	1009.7	1016.4	8.5	25.5	73.5	110.5
12	1.5	北	8.0	20.4	-3.3	56.0	97.7	14.1	56.7	1009.4	1016.2	10.0	29.0	29.0	123.0

気象観測値については、市独自データを公表しています。

10 - 3 綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市耐震改修促進計画に基づき、地震に強い安全なまちづくりを推進するため、既存木造住宅の耐震改修等を行う市民に対し、綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、綾瀬市補助金等交付に係る予算の執行に関する規則(昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震化事業 耐震診断、耐震設計、耐震改修、除却及び耐震シェルター等設置をいう。
- (2) 木造住宅 市内に存する昭和56年5月31日以前に建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する建築確認(以下「建築確認」という。)を受け、建築工事に着手した地上2階建以下の木造住宅(丸太組工法及びプレハブ工法のものを除く。)又は当該要件に該当する木造住宅であって、建築確認を受け昭和56年6月1日以後に増築工事に着手し、当該工事に係る部分の延べ面積が既存部分の2分の1未満の木造住宅で、一戸建の住宅及び兼用住宅並びに二世帯住宅のうち明らかに建築基準法及び関連法令違反又は不適合でないもの。
- (3) 耐震診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法」(財団法人日本建築防災協会(昭和48年1月5日に財団法人日本特殊建築安全センターという名称で設立された法人をいう。)編集)に基づいて、綾瀬市木造住宅耐震診断建築士事務所登録要領により登録されている建築士事務所(以下「耐震診断建築士事務所」という。)が行う一般診断法による木造住宅の診断をいう。なお、平成10年度から平成17年度までに実施された綾瀬市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱(平成10年4月1日施行)に基づく耐震診断については、一般診断法による耐震診断と同等とみなす。
- (4) 耐震設計の補強設計 耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の木造住宅を総合評点が1.0以上となるようにするための補強の設計で、耐震診断建築士事務

所が行うものをいう。

- (5) 耐震改修 耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の木造住宅を総合評点が1.0以上となるようにする補強工事をいう。
- (6) 耐震設計の工事監理 耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の木造住宅を総合評点が1.0以上となるようにする補強工事の監理業務で、耐震診断建築士事務所が行うものをいう。
- (7) 除却 耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の木造住宅を全て除却する工事をいう。
- (8) 耐震シェルター等 地震発生時に、居住している住宅の倒壊から自らの命を守るための居室内部に組み立てるシェルター又は防災ベッドで、市長が別に定めたものをいう。
- (9) 耐震シェルター等設置 耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の木造住宅へ耐震シェルター等を設置する工事をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱において補助の対象となる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 木造住宅を所有し、かつ、当該木造住宅に居住する者又は木造住宅の所有者の2親等内の親族であり、かつ、当該木造住宅に居住する者
- (2) 市税を滞納していない者（居住者と所有者が異なる場合又は所有者が複数の場合は、これらの者においても市税を滞納していない者であること）

2 この要綱により既に補助金の交付を受けている者のうち当該補助金の交付対象となった前条に規定する対象建築物の耐震化事業を行った者は補助対象としない。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で、1件につき次に掲げる額の合計を限度とする。

- (1) 耐震診断に要する費用の3分の2以内の額で、1件につき4万円を限度とする。
- (2) 耐震設計の補強設計に要する費用の3分の2以内の額で、1件につき8万円を限度とする。
- (3) 耐震設計の工事監理に要する費用の3分の2以内の額で、1件につき6万円を限度とする。

- (4) 耐震改修の補助金額は別表 1 による。
 - (5) 除却に要する費用の 3 分の 2 以内の額で、1 件につき 30 万円を限度とする。
 - (6) 耐震シェルター等設置に要する費用の 3 分の 2 以内の額で、1 件につき 18 万円を限度とする。
- 2 前項各号の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
 - 3 第 1 項各号に規定する費用については、消費税及び地方消費税相当額を除くものとする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、前条第 1 項各号に関し、次に定めるところによる。

- (1) 前条第 1 項第 1 号については、綾瀬市木造住宅耐震診断費補助金交付申請書（第 1 号様式）に関係書類を添付し、市長へ提出しなければならない。
- (2) 前条第 1 項第 2 号については、綾瀬市木造住宅耐震設計費補助金交付申請書（第 2 号様式）に関係書類を添付し、市長へ提出しなければならない。
- (3) 前条第 1 項第 3 号及び第 4 号については、綾瀬市木造住宅耐震改修費等補助金交付申請書（第 3 号様式）に関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。
- (4) 前条第 1 項第 5 号については、綾瀬市木造住宅除却費補助金交付申請書（第 4 号様式）に関係書類を添付し、市長へ提出しなければならない。
- (5) 前条第 1 項第 6 号については、綾瀬市木造住宅耐震シェルター等設置費補助金交付申請書（第 5 号様式）に関係書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

2 前項各号の規定により申請する場合において、耐震化事業の対象とする木造住宅を所有していない場合又は共有している場合は、木造住宅の所有者の同意書（第 6 号様式）を添えるものとする。

3 第 1 項各号の規定により申請する場合において、市税納付状況調査同意書（第 7 号様式）を提出したときは、市税の滞納がないことを証する書類の提出を要しない。

(補助金の交付決定)

第 6 条 市長は、前条の規定に基づく申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等の審査をし、速やかに規則第 5 条の規定に基づき補助金の交付の適否を決定しなければならない。

2 市長は、前条第 1 項第 1 号について、前項の規定に基づき補助金の交付決定した

ときは、その決定内容及び条件等を綾瀬市木造住宅耐震診断費補助金交付決定通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前条第1項第2号について、第1項の規定に基づき補助金の交付決定したときは、その決定内容及び条件等を綾瀬市木造住宅耐震設計費補助金交付決定通知書（第9号様式）により、申請者に通知するものとする。

4 市長は、前条第1項第3号について、第1項の規定に基づき補助金の交付決定をしたときは、その決定内容及び条件等を綾瀬市木造住宅耐震改修費等補助金交付決定通知書（第10号様式）により、申請者に通知するものとする。

5 市長は、前条第1項第4号について、第1項の規定に基づき補助金の交付決定をしたときは、その決定内容及び条件等を綾瀬市木造住宅除却費補助金交付決定通知書（第11号様式）により、申請者に通知するものとする。

6 市長は、前条第1項第5号について、第1項の規定に基づき補助金の交付決定をしたときは、その決定内容及び条件等を綾瀬市木造住宅耐震シェルター等設置費補助金交付決定通知書（第12号様式）により、申請者に通知するものとする。

（事業の着手）

第7条 前条の規定による補助金の交付の決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知書を受領後、速やかに耐震化事業に着手しなければならない。

2 補助事業者であって前条第4項又は第5項の規定による決定を受けた者は、補助金の交付の決定を受けた事業に着手したときは、速やかに木造住宅耐震化事業着手届（第13号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付申請の変更及び中止）

第8条 補助事業者が補助金の交付の決定を受けた事業の内容又は事業の経費の配分を変更又は中止しようとするときは、綾瀬市木造住宅耐震診断費補助金交付変更・中止申請書（第14号様式）、綾瀬市木造住宅耐震設計費補助金交付変更・中止申請書（第15号様式）、綾瀬市木造住宅耐震改修費等補助金交付変更・中止申請書（第16号様式）、綾瀬市木造住宅除却費補助金交付変更・中止申請書（第17号様式）又は綾瀬市木造住宅耐震シェルター等設置費補助金交付変更・中止申請書（第18号様式）により行うものとする。

（補助金の変更交付決定）

第9条 前条の規定による補助金の変更交付の決定通知は、綾瀬市木造住宅耐震診断費補助金交付変更決定通知書（第19号様式）、綾瀬市木造住宅耐震設計費補助金交付変更決定通知書（第20号様式）、綾瀬市木造住宅耐震改修費等補助金交付変更決定通知書（第21号様式）、綾瀬市木造住宅除却費補助金交付変更決定通知書（第22号様式）又は綾瀬市木造住宅耐震シェルター等設置費補助金交付変更決定通知書（第23号様式）により行うものとする。

（事業の完了及び実績報告）

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、耐震化事業の終了後、速やかに綾瀬市木造住宅耐震診断完了実績報告書（第24号様式）、綾瀬市木造住宅耐震設計完了実績報告書（第25号様式）、綾瀬市木造住宅耐震改修等完了実績報告書（第26号様式）、綾瀬市木造住宅除却完了実績報告書（第27号様式）又は綾瀬市木造住宅耐震シェルター等設置工事完了実績報告書（第28号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 補助金は、前条に規定する完了届が提出された後に交付手続きを行う。

- 2 交付決定を受けた者が、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、綾瀬市木造住宅耐震診断費補助金交付請求書（第29号様式）、綾瀬市木造住宅耐震設計費補助金交付請求書（第30号様式）、綾瀬市木造住宅耐震改修費等補助金交付請求書（第31号様式）、綾瀬市木造住宅除却費補助金交付請求書（第32号様式）又は綾瀬市木造住宅耐震シェルター等設置費補助金交付請求書（第33号様式）に関係書類を添えて市長へ提出しなければならない。
- 3 交付決定を受けた者が、第1項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、当該補助金の受領を当該耐震化事業を行った事業者に委任することができる。この場合において、当該補助金の受領を当該耐震化事業を行った事業者に委任するときは、綾瀬市木造住宅耐震診断費補助金交付請求書（委任払い）（第34号様式）、綾瀬市木造住宅耐震設計費補助金交付請求書（委任払い）（第35号様式）、綾瀬市木造住宅耐震改修費等補助金交付請求書（委任払い）（第36号様式）、綾瀬市木造住宅除却費補助金交付請求書（委任払い）（第37号様式）又は綾瀬市木造住宅耐震シェルター等設置費補助金交付請求書（委任払い）（第38号様式）に補助金の受領に係る委任状（第39号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

い。

(決定の取消し等)

第 1 2 条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は補助金の交付決定の内容若しくは補助条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

別表 1

耐震改修費に対する助成額	次に掲げる額の合計額 1 耐震改修に要する費用の 3 分の 2 以内の額で、1 件につき 1 0 0 万円を限度とする 2 租税特別措置法第 4 1 条の 1 9 の 2 に規定する所得税額の特別控除の額
補助金額	助成額から第 2 号の額を差し引いた額

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 1 8 年 4 月 2 7 日から施行し、平成 1 8 年 4 月 1 日から適用する。

(適用期間)

2 この要綱の適用期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの 9 か年とする。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

綾瀬市木造住宅耐震診断費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住所 _____
 氏名 _____
 電話番号（ ） - _____

綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり申請します。なお、綾瀬市木造住宅耐震診断費補助の決定のため、建築物の所有者、建築年月日、建築物の構造を固定資産課税台帳により確認することについて同意します。

建築物の概要	所在地	綾瀬市			
	建築着工年月日	昭和 年 月 日 頃			
	構造・階数・用途	木造 階建		専用住宅・兼用住宅	
	面積	建築面積	m ²	延床面積	m ²
	増築有無	有		無	
	増築着工年月日	年 月 日 頃		増築部分延床面積	m ²
耐震診断建築士事務所	所属事務所名				
	耐震診断技術者名		登録番号		
	所在地	電話（ ）			
耐震診断見積金額	円				
交付申請額	円				
添付書類	建築確認通知書の写し、建物登記事項証明書若しくは固定資産（家屋）評価証明書又はこれに類すると市長が認める書類 戸籍謄本（所有者の 2 親等内の親族が申請する場合） 木造住宅の所有者の同意書 1 市税納付状況調査同意書 2 その他（ ）				

- 申請者が当該木造住宅を所有していない場合は、所有者の同意書が必要となります。
- 申請者及び木造住宅の所有者が市税納付状況調査同意書を提出しない場合は、次の書類を提出してください。
 市税の納税証明書 建物の所有者が分かる書類(全部事項証明書等)

第2号様式（第5条関係）

綾瀬市木造住宅耐震設計費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住所 _____
 氏名 _____
 電話番号（ ） - _____

綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。なお、綾瀬市木造住宅耐震設計費補助の決定のため、建築物の所有者、建築年月日、建築物の構造を固定資産課税台帳により確認することについて同意します。

建築物の概要	所在地	綾瀬市			
	建築着工年月日	昭和 年 月 日 頃			
	構造・階数・用途	木造 階建		専用住宅・兼用住宅	
	面積	建築面積	m ²	延床面積	m ²
	増築有無	有 無			
	増築着工年月日	年 月 日 頃		増築部分延床面積	m ²
耐震診断総合評点					
耐震診断建築士事務所	所属事務所名				
	耐震診断技術者名		登録番号		
	所在地	電話 ()			
耐震設計見積額	円				
交付申請額	円				
添付書類	耐震診断費補助金完了実績報告書の写し 建築確認通知書の写し、建物登記事項証明書若しくは固定資産（家屋）評価証明書又はこれに類すると市長が認める書類 戸籍謄本（所有者の2親等内の親族が申請する場合） 木造住宅の所有者の同意書 1 市税納付状況調査同意書 2 その他（ ）				

- 1 申請者が当該木造住宅を所有していない場合は、所有者の同意書が必要となります。
- 2 申請者及び木造住宅の所有者が市税納付状況調査同意書を提出しない場合は、次の書類を提出してください。
 市税の納税証明書 建物の所有者が分かる書類(全部事項証明書等)

資料-10-3-5

第3号様式（第5条関係）

綾瀬市木造住宅耐震改修費等補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住所
氏名
電話番号（ ） -

綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。なお、綾瀬市木造住宅耐震改修費補助の決定のため、建築物の所有者、建築年月日、建築物の構造を固定資産課税台帳により確認することについて同意します。

建築物の概要	所在地	綾瀬市			
	建築着工年月日	昭和 年 月 日 頃			
	構造・階数・用途	木造 階建	専用住宅・兼用住宅		
	面積	建築面積	m ²	延床面積	m ²
	増築有無	有		無	
	増築着工年月日	年 月 日 頃	増築部分延床面積	m ²	
耐震診断総合評点			改修後総合評点		
耐震診断建築士事務所	所属事務所名				
	耐震診断技術者名		登録番号		
	所在地	電話 ()			
耐震改修施工予定者	施工業者名				
	所在地	電話 ()			
耐震改修見積額	円	交付申請額	円		
工事監理見積額	円	交付申請額	円		
		合計額	円		
添付書類	耐震設計等図書 建築確認通知書の写し、建物登記事項証明書若しくは固定資産（家屋）評価証明書又はこれに類すると市長が認める書類 戸籍謄本（所有者の2親等内の親族が申請する場合） 耐震改修見積書の写し 工事監理費見積書の写し 木造住宅の所有者の同意書 1 市税納付状況調査同意書 2 その他 ()				

- 申請者が当該木造住宅を所有していない場合又は共有で所有している場合は、所有者全員の同意書が必要となります。
- 申請者及び木造住宅の所有者が市税納付状況調査同意書を提出しない場合は、次の書類を提出してください。
市税の納税証明書 建物の所有者が分かる書類(全部事項証明書等)

第4号様式（第5条関係）

綾瀬市木造住宅除却費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住所
氏名
電話番号（ ） -

綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。なお、綾瀬市木造住宅除却費補助の決定のため、建築物の所有者、建築年月日、建築物の構造を固定資産課税台帳により確認することについて同意します。

建築物の概要	所在地	綾瀬市			
	建築着工年月日	昭和 年 月 日 頃			
	構造・階数・用途	木造 階建		専用住宅・兼用住宅	
	面積	建築面積	m ²	延床面積	m ²
	増築有無	有		無	
	増築着工年月日	年 月 日 頃		増築部分延床面積	m ²
耐震診断総合評点					
耐震診断建築士事務所	所属事務所名				
	耐震診断技術者名		登録番号		
	所在地	電話（ ）			
除却施工予定者	施工業者名				
	所在地	電話（ ）			
除却見積額	円	交付申請額	円		
添付書類	耐震診断費補助金完了実績報告書の写し 建築確認通知書の写し、建物登記事項証明書若しくは固定資産（家屋）評価証明書又はこれに類すると市長が認める書類 戸籍謄本（所有者の2親等内の親族が申請する場合） 除却見積書の写し 木造住宅の所有者の同意書 1 市税納付状況調査同意書 2 その他（ ）				

- 申請者が当該木造住宅を所有していない場合又は共有で所有している場合は、所有者全員の同意書が必要となります。
- 申請者及び木造住宅の所有者が市税納付状況調査同意書を提出しない場合は、次の書類を提出してください。
市税の納税証明書 建物の所有者が分かる書類(全部事項証明書等)

第5号様式（第5条関係）

綾瀬市木造住宅耐震シェルター等設置費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住 所 _____
 氏 名 _____
 電話番号（ ） - _____

綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。なお、綾瀬市木造住宅シェルター等設置費補助の決定のため、建築物の所有者、建築年月日、建築物の構造を固定資産課税台帳により確認することについて同意します。

建築物の概要	所在地	綾瀬市			
	構造・階数・用途	木造 階建		専用住宅・兼用住宅	
	面積	建築面積	m ²	延床面積	m ²
	建築着工年月日	昭和 年 月 日 頃			
	増築有無	有 無	増築着工年月日	年 月 日 頃	
	増築部分延床面積	m ²		耐震診断総合評点	
耐震シェルター等名称					
耐震シェルター等設置見積額	円				
交付申請額	円				
添付書類	耐震診断費補助金完了実績報告書の写し 建築確認通知書の写し、建物登記事項証明書若しくは固定資産（家屋）評価証明書又はこれに類すると市長が認める書類 戸籍謄本（所有者の2親等内の親族が申請する場合） 耐震シェルター等設置に係る見積書の写し 木造住宅の所有者の同意書 1 市税納付状況調査同意書 2 設置予定場所の写真 その他（ ）				

- 1 申請者が当該木造住宅を所有していない場合又は共有で所有している場合は、所有者全員の同意書が必要となります。
- 2 申請者及び木造住宅の所有者が市税納付状況調査同意書を提出しない場合は、次の書類を提出してください。
 市税の納税証明書 建物の所有者が分かる書類(全部事項証明書等)

第6号様式(第5条関係)

木造住宅の所有者の同意書

年 月 日

申請者 住 所
氏 名 様

所有者 住 所
氏 名
電 話 ()

私が所有する次の木造住宅に関して、次の行為を行うことについて同意します。

- 木造住宅の耐震診断を行うこと
- 木造住宅の耐震設計の補強設計を行うこと
- 木造住宅の耐震改修及び耐震設計の工事監理を行うこと
- 木造住宅の除却を行うこと
- 木造住宅へ耐震シェルター等設置を行うこと
- 申請者が綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金の申請を行うこと。
- 申請者が綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金の交付を受けること。

対象とする木造住宅の表示

所在地
家屋番号

第7号様式（第5条関係）

市税納付状況調査同意書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

（申請者及び木造住宅の所有者）

住 所
氏 名

綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金の交付を受けるに当たり、次の税目に係る市税の納付状況を綾瀬市が調査することについて同意します。

調査を同意する税目

- 1 市民税
- 2 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- 3 軽自動車税
- 4 国民健康保険税

第8号様式（第6条関係）

綾瀬市木造住宅耐震診断費補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請のありました補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

補助事業等の名称	綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金 【耐震診断】
決定区分	交付する 交付しない 理由
建築物の所在地	綾瀬市
交付決定額	円
条件及び指示事項	

資料-10-3-8

第9号様式（第6条関係）

綾瀬市木造住宅耐震設計費補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請のありました補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

補助事業等の名称	綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金 【耐震設計】
決定区分	交付する 交付しない 理由
建築物の所在地	綾瀬市
交付決定額	円
条件及び指示事項	

第10号様式(第6条関係)

綾瀬市木造住宅耐震改修費等補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請のありました補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

補助事業等の名称	綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金 【耐震改修等】
決定区分	交付する 交付しない 理由
建築物の所在地	綾瀬市
交付決定額	耐震改修 円 工事監理 円
条件及び指示事項	

第 1 1 号様式 (第 6 条関係)

綾瀬市木造住宅除却費補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請のありました補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

補助事業等の名称	綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金 【除却】
決定区分	交付する 交付しない 理由
建築物の所在地	綾瀬市
交付決定額	円
条件及び指示事項	

第12号様式（第6条関係）

綾瀬市木造住宅耐震シェルター等設置費補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請のありました補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

補助事業等の名称	綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金 【耐震シェルター等設置】
決定区分	交付する 交付しない 理由
建築物の所在地	綾瀬市
交付決定額	円
条件及び指示事項	

資料-10-3-10

第13号様式(第7条関係)

木造住宅耐震化事業着手届

年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号 () -

次のとおり事業に着手したので、綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第7条の規定により届けます。

1 補助事業等の名称	木造住宅耐震化事業【 】
2 補助事業等の施行場所	綾瀬市
3 契約年月日	年 月 日
4 着手年月日	年 月 日
5 完成予定年月日	年 月 日
6 添付書類	(1) 契約書の写 (2) (3)

第 1 4 号様式 (第 8 条関係)

綾瀬市木造住宅耐震診断費補助金交付変更・中止申請書

年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号 () -

綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、 年 月
日付けで補助金の交付決定を受けましたが、次のとおり変更・中止したいので申請し
ます。

区 分	変更 ・ 中止	
理 由		
内 容	変更前	変更後

第 1 5 号様式 (第 9 条関係)

綾瀬市木造住宅耐震設計費補助金交付変更・中止申請書

年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号 () -

綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、 年 月 日付けで補助金の交付決定を受けましたが、次のとおり変更・中止したいので申請します。

区 分	変更 ・ 中止	
理 由		
内 容	変更前	変更後

第16号様式(第9条関係)

綾瀬市木造住宅耐震改修費等補助金交付変更・中止申請書

年 月 日

(宛先)綾瀬市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号() -

綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第8条の規定により、年 月 日付けで補助金の交付決定を受けましたが、次のとおり変更・中止したいので申請します。

区 分	変更 ・ 中止	
理 由		
内 容	変更前	変更後

第 17 号様式 (第 9 条関係)

綾瀬市木造住宅除却費補助金交付変更・中止申請書

年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号 () -

綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、 年 月 日付けで補助金の交付決定を受けましたが、次のとおり変更・中止したいので申請します。

区 分	変更 ・ 中止	
理 由		
内 容	変更前	変更後

第18号様式(第9条関係)

綾瀬市木造住宅耐震シェルター等設置費補助金交付変更・中止申請書

年 月 日

(宛先)綾瀬市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号() -

綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第8条の規定により、年 月 日付けで補助金の交付決定を受けましたが、次のとおり変更・中止したいので申請します。

区 分	変更 ・ 中止	
理 由		
内 容	変更前	変更後

第19号様式（第9条関係）

綾瀬市木造住宅耐震診断費補助金交付変更決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで交付決定した綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金に係る
交付決定を次のとおり変更するので通知します。

補助事業等の名称	綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金 【耐震診断】
決定区分	交付する 交付しない 理由
建築物の所在地	綾瀬市
交付決定額	円
条件及び指示事項	

第20号様式（第9条関係）

綾瀬市木造住宅耐震設計費補助金交付変更決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで交付決定した綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金に係る
交付決定を次のとおり変更するので通知します。

補助事業等の名称	綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金 【耐震設計】
決定区分	交付する 交付しない 理由
建築物の所在地	綾瀬市
交付決定額	円
条件及び指示事項	

資料-10-3-14

第 2 1 号様式 (第 9 条関係)

綾瀬市木造住宅耐震改修費等補助金交付変更決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで交付決定した綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金に係る
交付決定を次のとおり変更するので通知します。

補助事業等の名称	綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金 【耐震改修等】
決定区分	交付する 交付しない 理由
建築物の所在地	綾瀬市
交付決定額	耐震改修 円 工事監理 円
条件及び指示事項	

第 2 2 号様式（第 9 条関係）

綾瀬市木造住宅除却費補助金交付変更決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで交付決定した綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金に係る
交付決定を次のとおり変更するので通知します。

補助事業等の名称	綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金 【除却】
決定区分	交付する 交付しない 理由
建築物の所在地	綾瀬市
交付決定額	円
条件及び指示事項	

資料-10-3-15

第23号様式（第9条関係）

綾瀬市木造住宅耐震シェルター等設置費補助金交付変更決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで交付決定した綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金に係る
交付決定を次のとおり変更するので通知します。

補助事業等の名称	綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金 【耐震シェルター等設置】
決定区分	交付する 交付しない 理由
建築物の所在地	綾瀬市
交付決定額	円
条件及び指示事項	

第 2 4 号様式 (第 1 0 条関係)

綾瀬市木造住宅耐震診断完了実績報告書

年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号 () -

綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、次のとおり報告
します。

建築物の所在地	綾瀬市		
耐震診断実施日	年 月 日	耐震診断 総合評点	
耐震診断を行った 建築士事務所	所属事務所名		
	耐震診断技術者名	登録番号	
	所在地	電話	
交付決定額	円		
添付書類	耐震診断結果報告書の写し 領収書の写し (委任払いの場合は、補助額を差し引いた額) その他		
耐震設計希望	希望する / 希望しない		
除却希望	希望する / 希望しない		
耐震シェルター等 希望	希望する / 希望しない		

資料-10-3-16

第 2 5 号様式 (第 1 0 条関係)

綾瀬市木造住宅耐震設計完了実績報告書

年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号 () -

綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、次のとおり報告
します。

建築物の所在地	綾瀬市			
耐震設計作成日	年 月 日			
耐震診断総合評点	改修設計前		改修設計後	
耐震診断建築士事務所	耐震診断技術者名		登録番号	
	所属事務所名			
	所在地	電話		
交付決定額	円			
添付書類	耐震改修設計書の写し 領収書の写し (委任払いの場合は、補助額を差し引いた額) その他			
耐震改修希望	希望する / 希望しない			
除却希望	希望する / 希望しない			
耐震シェルター等希望	希望する / 希望しない			

第26号様式(第10条関係)

綾瀬市木造住宅耐震改修等完了実績報告書

年 月 日

(宛先)綾瀬市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号() -

綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

建築物の所在地	綾瀬市			
改修工事等完了日	年 月 日	総合評点	改修前	
			改修後	
耐震改修の監理を行った耐震診断建築士事務所	所属事務所名			
	耐震診断技術者名		登録番号	
	所在地	電話 ()		
改修工事施工者	施工業者名			
	所在地	電話 ()		
交付決定額	円			
添付書類	耐震改修費領収書の写し (委任払いの場合は、補助額を差し引いた額) 工事写真(施工前・施工中・施工後) 工事監理費領収書の写し (委任払いの場合は、補助額を差し引いた額) 工事監理報告書の写し その他			

資料-10-3-17

第27号様式(第10条関係)

綾瀬市木造住宅除却完了実績報告書

年 月 日

(宛先)綾瀬市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号() -

綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

建築物の所在地	綾瀬市	
除却完了日	年 月 日	
除却工事施工者	施工業者名	
	所在地	電話 ()
交付決定額	円	
添付書類	除却費領収書の写し (委任払いの場合は、補助額を差し引いた額) 工事写真(施工前・施工中・施工後) その他	

第28号様式(第10条関係)

綾瀬市木造住宅耐震シェルター等設置工事完了実績報告書

年 月 日

(宛先)綾瀬市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号() -

綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

建築物の所在地	綾瀬市	
耐震シェルター等設置工事完了日	年 月 日	
耐震シェルター等名称		
工事施工者	施工業者名	
	所在地	電話 ()
交付決定額	円	
添付書類	耐震シェルター等設置費領収書の写し (委任払いの場合は、補助額を差し引いた額) 工事写真 その他	

資料-10-3-18

第29号様式(第11条関係)

綾瀬市木造住宅耐震診断費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)綾瀬市長

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

年 月 日付けで補助金の交付決定のありました件につき、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第11条の規定により請求します。

補助金の名称	綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金 【耐震診断】
補助金交付決定額	円
請求額	円
添付書類	綾瀬市木造住宅耐震診断費補助金交付決定通知書の写し

【振込み口座】

フリガナ			
口座名義人			
金融機関コード			
金融機関名		支店名	
預金種目		口座番号	

第30号様式(第11条関係)

綾瀬市木造住宅耐震設計費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)綾瀬市長

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

年 月 日付で補助金の交付決定のありました件につき、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第11条の規定により請求します。

補助金の名称	綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金 【耐震設計】
補助金交付決定額	円
請求額	円
添付書類	綾瀬市木造住宅耐震設計費補助金交付決定通知書の写し

資料-10-3-19

【振込み口座】

フリガナ			
口座名義人			
金融機関コード			
金融機関名	支店名		
預金種目	口座番号		

第31号様式(第11条関係)

綾瀬市木造住宅耐震改修費等補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)綾瀬市長

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

年 月 日付けで補助金の交付決定のありました件につき、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第11条の規定により請求します。

補助金の名称	綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金 【耐震改修等】		
補助金交付決定額	耐震改修	円	
	工事監理	円	
請求額	円		
添付書類	綾瀬市木造住宅耐震改修費等補助金交付決定通知書の写し		

【振込み口座】

フリガナ			
口座名義人			
金融機関コード			
金融機関名		支店名	
預金種目		口座番号	

第32号様式(第11条関係)

綾瀬市木造住宅除却費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)綾瀬市長

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

年 月 日付けで補助金の交付決定のありました件につき、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第11条の規定により請求します。

補助金の名称	綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金 【除却】
補助金交付決定額	円
請求額	円
添付書類	綾瀬市木造住宅除却費補助金交付決定通知書の写し

資料-10-3-20

【振込み口座】

フリガナ			
口座名義人			
金融機関コード			
金融機関名	支店名		
預金種目	口座番号		

第33号様式(第11条関係)

綾瀬市木造住宅耐震シェルター等設置費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)綾瀬市長

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

年 月 日付けで補助金の交付決定のありました件につき、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第11条の規定により請求します。

補助金の名称	綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金 【耐震シェルター等設置】
補助金交付決定額	円
請求額	円
添付書類	綾瀬市木造住宅耐震シェルター等設置費補助金交付決定通知書の写し

【振込み口座】

フリガナ			
口座名義人			
金融機関コード			
金融機関名		支店名	
預金種目		口座番号	

第34号様式(第11条関係)

綾瀬市木造住宅耐震診断費補助金交付請求書(委任払)

年 月 日

(宛先)綾瀬市長

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

年 月 日付けで補助金の交付決定のありました件につき、補助金の受領については、耐震化業者に委任しましたので、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第11条の規定及び綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第11条第3項の規定により、次のとおり請求します。

補助金の名称	綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金 【耐震診断】
補助金交付決定額	円
請求額	円
添付書類	綾瀬市木造住宅耐震診断費補助金交付決定通知書の写し 補助金の受領に係る委任状(第39号様式)

【振込み口座】

フリガナ			
口座名義人			
金融機関コード			
金融機関名		支店名	
預金種目		口座番号	

資料-10-3-21

第35号様式(第11条関係)

綾瀬市木造住宅耐震設計費補助金交付請求書(委任払)

年 月 日

(宛先)綾瀬市長

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

年 月 日付けで補助金の交付決定のありました件につき、補助金の受領については、耐震化業者に委任しましたので、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第11条の規定及び綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第11条第3項の規定により、次のとおり請求します。

補助金の名称	綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金 【耐震設計】
補助金交付決定額	円
請求額	円
添付書類	綾瀬市木造住宅耐震設計費補助金交付決定通知書の写し 補助金の受領に係る委任状(第39号様式)

【振込み口座】

フリガナ			
口座名義人			
金融機関コード			
金融機関名		支店名	
預金種目		口座番号	

第36号様式(第11条関係)

綾瀬市木造住宅耐震改修費等補助金交付請求書(委任払)

年 月 日

(宛先)綾瀬市長

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

年 月 日付けで補助金の交付決定のありました件につき、補助金の受領については、耐震化業者に委任しましたので、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第11条の規定及び綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第11条第3項の規定により、次のとおり請求します。

補助金の名称	綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金 【耐震改修等】		
補助金交付決定額	円		
請求額	円		
添付書類	綾瀬市木造住宅耐震改修費等補助金交付決定通知書の写し 補助金の受領に係る委任状(第39号様式)		

【振込み口座】

フリガナ			
口座名義人			
金融機関コード			
金融機関名		支店名	
預金種目		口座番号	

第37号様式(第11条関係)

綾瀬市木造住宅除却費補助金交付請求書(委任払)

年 月 日

(宛先)綾瀬市長

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

年 月 日付けで補助金の交付決定のありました件につき、補助金の受領については、耐震化業者に委任しましたので、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第11条の規定及び綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第11条第3項の規定により、次のとおり請求します。

補助金の名称	綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金 【除却】
補助金交付決定額	円
請求額	円
添付書類	綾瀬市木造住宅除却費等補助金交付決定通知書の写し 補助金の受領に係る委任状(第39号様式)

【振込み口座】

フリガナ			
口座名義人			
金融機関コード			
金融機関名		支店名	
預金種目		口座番号	

第 3 8 号様式 (第 1 1 条関係)

綾瀬市木造住宅耐震シェルター等設置費補助金交付請求書 (委任払)

年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

年 月 日付けで補助金の交付決定のありました件につき、補助金の受領については、耐震化業者に委任しましたので、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第 1 1 条の規定及び綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第 1 1 条第 3 項の規定により、次のとおり請求します。

補 助 金 の 名 称	綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金 【耐震シェルター等】
補 助 金 交 付 決 定 額	円
請 求 額	円
添 付 書 類	綾瀬市木造住宅耐震シェルター等設置補助金交付決定通知書の写し 補助金の受領に係る委任状 (第 3 9 号様式)

資料-10-3-23

【振込み口座】

フリガナ			
口座名義人			
金融機関コード			
金融機関名		支店名	
預金種目		口座番号	

第39号様式(第11条関係)

補助金の受領に係る委任状

年 月 日

(宛先)綾瀬市長

委任者 住 所
氏 名

年 月 日付けで補助金の交付決定を受けた綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金【 】の受領について、次のとおり委任します。

1 委任事項

綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金【 】に当たる 円の受領

2 受任者(耐震化業者)

住 所

事業者名

代表者名

10-4 生垣設置奨励事業

【制度の概要】

緑による生活環境の向上を図るため、市民に生垣設置を勧め、奨励金を交付する制度です。

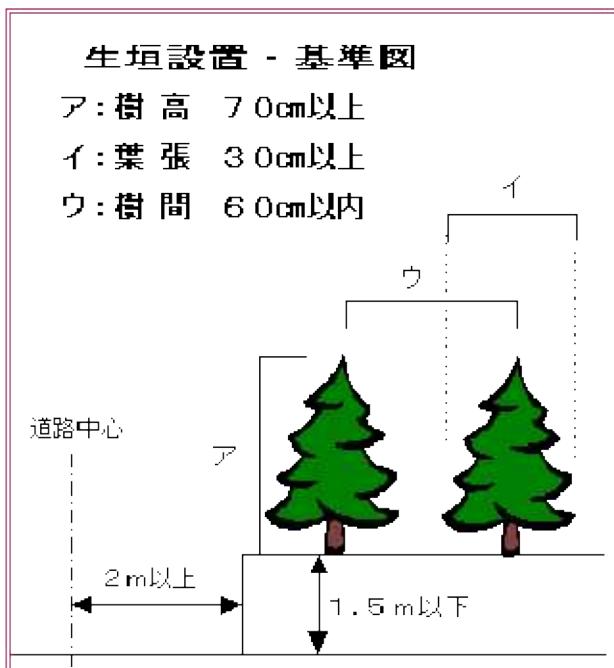
【交付の基準】

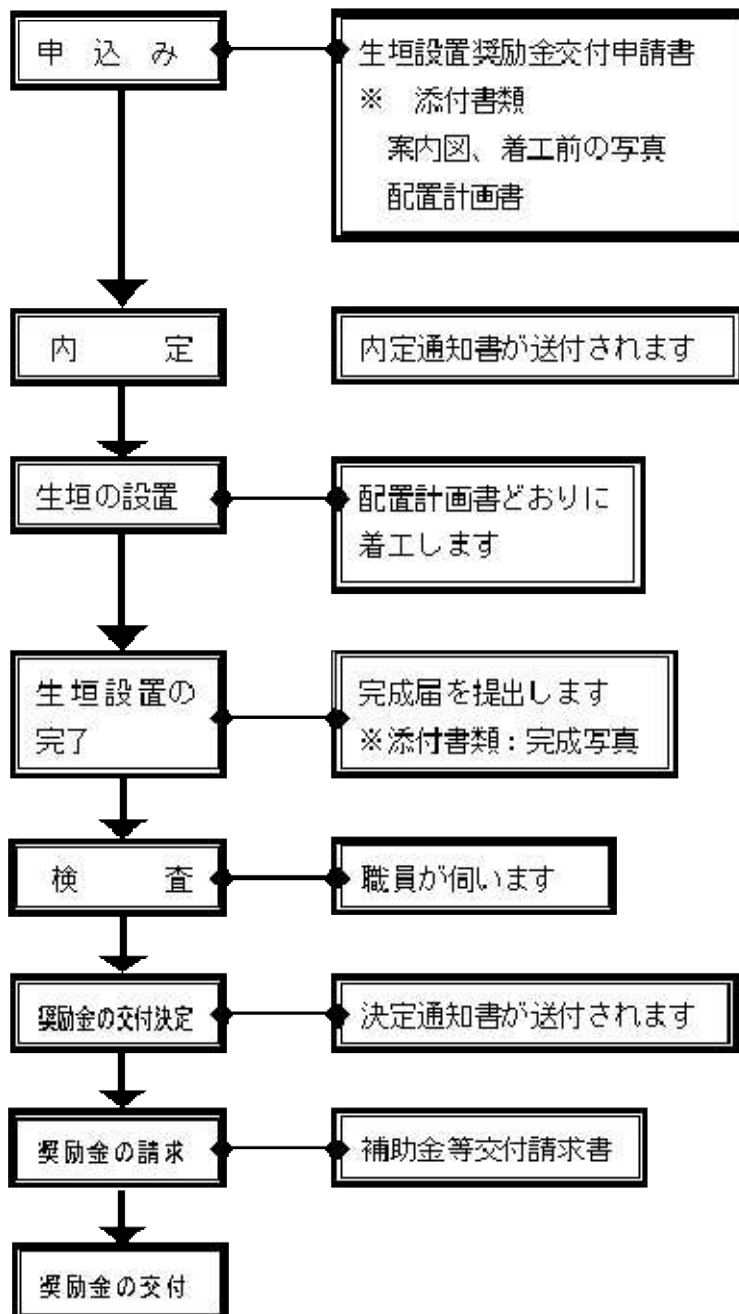
- 生垣を設置しようとしている場所に接する道路の幅が4メートル以上とします。
4メートル未満の道路の場合は、道路の中心より2メートル以上のところとします。
- 樹木の高さが0.7メートル以上で、道路に接する部分の総延長の2分の1以上に連続して樹木を植えるものとします。
- 新たに設置する生垣で完成後5年以上適正に管理するものとします。他に害を与える可能性のある樹木は使用できません。
- ブロック、擁壁等で立ち上げる場合は、道路面より構造物の上部までの高さが1.5メートル以下とします。
- 生垣の前にフェンス等の構造物がないものとします。(透視可能なフェンス等は設置可)

【奨励額】

- 樹木の高さが1メートル以上のものは、生垣1メートルにつき3,000円とします。
- 樹木の高さが、0.7メートル以上1メートル未満のものは、生垣1メートルにつき2,000円とします。

奨励金の交付は、1回限りとし、奨励金額は、10万円を限度とします。





10 - 5 綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震等による災害を未然に防止するため、既存の危険なブロック塀等を撤去し、又は撤去後に安全な工作物等を設置する者に対し、補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和51年綾瀬町規則第15号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 土地に附属し、かつ、通り抜けができる道路(建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項又は第2項に規定するもの)に面し、土地の敷地面(当該敷地面が道路面より低い場合にあつては、当該道路面)から60センチメートルを超える高さを有する塀及び門柱で、コンクリートブロック塀、万年塀、石材等を用いて築造したものをいう。
- (2) 耐震化 既存の危険なブロック塀等を撤去すること及び道路面からおおむね40センチメートル以下にすること並びに撤去後に安全な工作物等を設置する工事をいう。
- (3) 市内施工業者 市内に本社又は支社の所在地を有する法人又は個人で、施工業者の住所地が明記された見積書、契約書(請負書、発注書等)及び領収書を発行できる施工業者をいう。
- (4) 通学路 綾瀬市立の小学校等の設置に関する条例(昭和39年綾瀬町条例第26号)第2条に規定する小学校及び中学校が指定する通学路をいう。

(補助対象物)

第3条 補助金の交付対象となる危険なブロック塀等は、市内に存するものであって、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 別表に定めるブロック塀等点検表において、1つ以上不適合があるとき。
- (2) その他市長が危険性があると認めたとき。

2 補助金の交付対象となる撤去後に設置される安全な工作物等は、次のいずれかに該当する工作物とする。

- (1) 生垣
 - (2) フェンス
 - (3) その他市長が認める工作物
- (適用除外)

第4条 次のいずれかに該当する工事については、この要綱の規定は、適用しない。

- (1) 販売を目的として整地や解体をする際にブロック塀等の撤去を行う工事
 - (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に規定する開発行為に伴う工事
 - (3) 国及び地方公共団体その他の公共団体が行う工事
 - (4) 既にこの要綱に基づき補助金の交付を受けた工事
 - (5) 他の助成制度を受けて行う工事
 - (6) 道路整備に伴う移転補償を受けて行う工事
- (補助対象者)

第5条 補助金の交付対象となる者は、第3条第1項に規定する補助金の交付対象となる危険なブロック塀等が附属する土地を所有若しくは管理し、かつ、市税を滞納していない者であって、当該ブロック塀等を撤去するもの又は当該ブロック塀等を撤去した後に同条第2項に規定する工作物を設置する者とする。

2 前項の対象となる者は、市内施工業者により施工しなければならない。ただし、住宅の建て替えと併せて同時に工事を実施する場合は除く。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、一敷地につき当該耐震化に要する経費(業者見積のうち消費税及び地方消費税相当額を除いた経費。)(以下「補助対象工事費」という。)に補助率2分の1を乗じて得た額とする。ただし、当該ブロック塀等が通学路に面している場合は、補助率を10分の10とする。

2 補助金の交付額は、撤去の場合は20万円、設置の場合は30万円を限度とする。

3 第1項の補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ブロック塀等の耐震化に着手する前に綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付申請書(第1

号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) ブロック塀等の位置、延長及び高さを記入した図面
- (3) 施工前のブロック塀等のカラー写真
- (4) ブロック塀等点検表(申請者が点検)
- (5) ブロック塀等の耐震化に係る見積書(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の写し
- (6) ブロック塀等の所有者の同意書(第2号様式)(申請者が当該ブロック塀等の管理者の場合又は当該ブロック塀等を他の所有者と共有している場合に限る。)
- (7) 申請者及びブロック塀等の所有者が申請日時点において市税の滞納がないことを証する書類又は市税納付状況調査同意書(第3号様式)
- (8) その他市長が必要と認める書類
(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否について、綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(事業の着手)

第9条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、耐震化事業に着手したときは、速やかに綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金着手届(第5号様式)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第10条 交付決定者は、補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(変更又は中止)

第11条 交付決定者は、当該決定を受けた後において、計画の変更又は中止をするときは、綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金変更・中止承認申請書(第6号様式)に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による工事の変更又は中止の承認申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否について、綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金変更・中止承認通知書(第7号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告及び請求)

第12条 交付決定者は、当該ブロック塀等の耐震化完了後速やかに、綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金完了実績報告書(第8号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) ブロック塀等の耐震化に係る費用の支払いを証する書類(領収書等)
- (2) ブロック塀等の耐震化を行った部分の施工中及び施工後の写真
- (3) その他ブロック塀等の耐震化の内容が確認できる書類

2 交付決定者は、前項に規定する実績報告書を提出した後に、補助金の交付を受けようとするときは、綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付請求書(第9号様式)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 交付決定者は、第1項に規定する実績報告書を提出した後に、補助金の交付を受けようとするときは、当該補助金の受領を耐震化を行った事業者に委任することができる。この場合において、当該補助金の受領を耐震化を行った事業者に委任するときは、綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付請求書(委任払)(第10号様式)に補助金の受領に係る委任状(第11号様式)を添えて市長に提出しなければならない。

(審査及び支払)

第13条 市長は、前条の規定による事業の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、交付決定者からの請求に基づき補助金を支払うものとする。

2 市長が必要と認めるときは、対象となったブロック塀等の耐震化状況について、現地調査を行うことができる。

(補助金等の返還)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の申請に関し、不正な行為があったとき。

(補助対象者の義務)

第15条 この要綱に基づく補助金の交付を受け、第3条第1項に規定する危険なブロック塀等を撤去した者は、撤去後に建築基準法令に違反した工作物を設置してはならない。

(維持管理)

第16条 この要綱に基づく補助金の交付を受け、第3条第2項に規定する工作物を設置した者は、当該工作物を常に良好な状態に保つよう努めなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に決定された補助金の交付決定については、同要綱は同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行し、改正後の綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付要綱の規定に基づいて平成30年4月1日から平成30年9月30日までの間に交付された補助金は、改正後の綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付要綱の規定による補助金の内払とみなす。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして利用することができる。

別表（第3条関係）

ブロック塀等点検表

ブロック塀		組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック塀）	
	項目		項目
1	塀の高さは2.2m以下か	1	塀の高さは地盤から1.2m以下か
2	塀の厚さは10cm以上か（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）	2	塀の厚さは十分か
3	控え壁はあるか（塀の高さが1.2m超の場合）（塀の長さ3.4m以下ごとに塀の高さの5分の1以上突出した控え壁があるか）	3	控え壁はあるか（塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか）
4	基礎があるか（コンクリートの基礎があるか）	4	基礎があるか（コンクリートの基礎があるか）
5	塀は健全か（塀に傾き、ひび割れ等はないか）	5	塀は健全か（塀に傾き、ひび割れ等はないか）

第1号様式（第7条関係）

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

（申請者）郵便番号

住 所 _____
ふり 氏 がな 名 _____
 電 話 (_____) _____

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

1 申請場所	綾瀬市		
2 内容	撤去	撤去及び設置	
3 補助対象工事費	撤去	円（税抜）	設置 円（税抜）
4 申請者の種別	所有者	管理者	1
5 工事施工者	施工業者名		
	所在地	電話 ()	
6 添付書類	案内図 ブロック塀等の位置、延長及び高さを記入した図面（ブロック塀を一部残す場合及び安全な工作物を設置する場合はその図面） 施工前のブロック塀等のカラー写真（ブロック塀等の全体が確認でき、撮影日が分かるもの） ブロック塀等点検表 ブロック塀等の耐震化に係る見積書の写し（補助対象工事とその他の工事を分けたもので、施工業者の名称、所在地、電話番号の記載及び捺印のあるものに限る。） ブロック塀等の所有者の同意書 1 市税納付状況調査同意書 2 その他市長が必要と認めるもの ()		

- 1 申請者がブロック塀等の管理者の場合又は当該ブロック塀等を共有で所有している場合は、所有者全員の同意書が必要となります。
- 2 申請者及び所有者が市税納付状況調査同意書を提出しない場合は、次の書類を提出してください。 市税の納税証明書 土地の所有者が分かる書類(全部事項証明書等)

第2号様式（第7条関係）

ブロック塀等の所有者の同意書

年 月 日

管理者 住 所
氏 名 様

所有者 住 所
氏 名
電 話 ()

私が所有する次のブロック塀等に関して、次の行為を行うことについて同意します。

- ・ブロック塀等を撤去すること。
- ・ブロック塀等を撤去した後に安全な工作物等を設置すること。
- ・管理者が綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金の申請を行うこと。
- ・管理者が綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金の交付を受けること。

ブロック塀等の申請場所 綾瀬市

第3号様式（第7条関係）

市税納付状況調査同意書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

（申請者及びブロック塀等の所有者）

住 所 _____
氏 名 _____

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金の交付を受けるに当たり、次の税目に係る市税の納付状況を綾瀬市が調査することについて同意します。

調査を同意する税目

- 1 市民税
- 2 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- 3 軽自動車税
- 4 国民健康保険税

第4号様式(第8条関係)

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請のありました補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

補助事業等の名称	綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金
決定区分	交付する 交付しない 理由
交付決定額	円
条件及び指示事項	

資料-10-5-6

第5号様式(第9条関係)

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金着手届

年 月 日

(宛先)綾瀬市長

住所 _____

申請者

ふりがな
氏名 _____

次のとおり事業に着手したので、綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付要綱第9条の規定により届けます。

1 補助事業等の名称	綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金
2 補助事業等の施行場所	綾瀬市
3 契約年月日	年 月 日
4 着手年月日	年 月 日
5 完成予定年月日	年 月 日
6 添付書類	契約書の写し

第6号様式（第11条関係）

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金変更・中止承認申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者

住 所
ふり がな
氏 名

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付要綱第8条の規定により、
年 月 日付けで補助金の交付決定を受けましたが、次のとおり変更・
中止したいので、申請します。

変更・中止の区分	変 更 中 止
変更・中止の理由	
変更の内容	
変更後の補助金対象額	円（税抜）

資料-10-5-7

- 添付書類 (1) 変更内容がわかる図面
(2) 変更に係る工事見積書の写し（施工業者の名称、所在地、電話番号の記載及び捺印のあるものに限る。）

第7号様式（第11条関係）

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金変更・中止承認通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで交付決定した綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金に係る交付決定を次のとおり変更するので通知します。

補助事業等の名称	綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金
決定区分	交付する 交付しない 理由
交付決定額	円
条件及び指示事項	

第8号様式（第12条関係）

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金完了実績報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者

住 所 _____
氏 名 _____

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり報告します。

申 請 場 所	綾瀬市
工 事 完 了 日	年 月 日
工 事 施 工 者	住所 名称
補 助 対 象 工 事 費	円（税抜）
交 付 決 定 額	円
添 付 書 類	領収書の写し （委任払いの場合は、補助額を差し引いた額） カラー写真（施工中及び施工後） その他必要と認めるもの

資料-10-5-8

第9号様式（第12条関係）

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者

住 所 _____

ふりがな
氏 名 _____

年 月 日付けで補助金の交付決定のありました件につき、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第11条の規定により請求します。

補助金の名称	綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金
補助金交付決定額	円
請求額	円
添付書類	綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付決定通知書の写し

【振込み口座】

フリガナ			
口座名義人			
金融機関コード			
金融機関名	支店名		
預金種目	口座番号		

第10号様式(第12条関係)

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付請求書(委任払)

年 月 日

(宛先)綾瀬市長

申請者

住 所 _____

ふりがな
氏 名 _____

年 月 日付けで補助金の交付決定のありました件につき、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第11条の規定により請求します。

補助金の名称	綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金
補助金交付決定額	円
請求額	円
添付書類	綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付決定通知書の写し

【振込み口座】

フリガナ			
口座名義人			
金融機関コード			
金融機関名	支店名		
預金種目	口座番号		

資料-10-5-9

第 1 1 号様式 (第 1 2 条関係)

補助金の受領に係る委任状

年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

委任者 住 所
氏 名

私は、 年 月 日付けで補助金の交付決定を受けた綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金の受領について、次のとおり委任します。

1 委任事項

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金に当たる

円の受領

2 受任者 (耐震化業者)

住 所

事業者名

代表者名

10 - 6 自主防災組織設置状況

（令和4年4月1日現在）

	組 織 名	設 置 年 月 日	組 織 数
1	吉岡自治会自主防災連合会	昭和56年10月1日	7
2	小園自治会自主防災連合会	昭和56年11月1日	9
3	落合自治会自主防災会	昭和56年12月13日	8
4	大上自治会自主防災会	昭和57年5月1日	11
5	中村自治会自主防災会	昭和57年10月11日	6
6	上土棚自治会自主防災連合会	昭和58年4月1日	19
7	綾西自主防災自衛団	昭和58年10月1日	5
8	早川自治会自主防災連合会	昭和58年12月11日	10
9	上深谷自治会自主防災会	昭和59年1月16日	5
10	蓼川自治会自主防災連合会	昭和59年4月8日	4
11	寺尾南自治会自主防災会	平成14年4月1日	3
12	寺尾綾北自治会自主防災会	平成14年4月1日	5
13	寺尾北自治会自主防災会	平成14年4月1日	3
14	寺尾天台自治会自主防災会	平成14年4月1日	4

10 - 7 広域応援部隊等活動拠点一覧

部 隊 等	施 設 名	所 在 地	電 話
災害対策本部	市役所事務棟J1-1会議室・庁議室	綾瀬市早川550番地	0467-77-1111 MCA 100
	消防庁舎3階講堂	綾瀬市深谷中1-4-30	0467-76-0119 MCA 119
災害対策本部応急対策調整室(記者会見会場含む)	市役所窓口棟3階全会議室	綾瀬市早川550番地	
広域応援部隊等調整室	市役所窓口棟3階全会議室	綾瀬市早川550番地	
物資等集積場所	綾瀬市スポーツセンター 屋外施設	綾瀬市深谷上3-6-1	0467-76-9292 MCA 266
運送車両待機場所	綾瀬市スポーツセンター駐車場 市役所駐車場		
遺体仮安置所	綾瀬中学校、綾北中学校、北の台中学校、 城山中学校、春日台中学校		
遺体安置所	綾瀬市スポーツセンター 屋内施設	綾瀬市深谷上3-6-1	0467-76-9292 MCA 266
遺族控室等	綾瀬市スポーツセンター 屋内施設	綾瀬市深谷上3-6-1	0467-76-9292 MCA 266
ボランティアセンター	綾瀬市保健福祉プラザ	綾瀬市深谷中4-7-10	0467-77-1120
緊急消防援助隊 活動拠点	綾瀬市民文化センター第1駐車場	綾瀬市深谷中1-3-1	----
警備(県警察広域応援部隊) 活動拠点	綾瀬市民文化センター第1駐車場	綾瀬市深谷中1-3-1	----
ライフライン等関係事業者	綾瀬市民文化センター第2駐車場(北側)	綾瀬市早川	----
相互応援部隊、警備(県警察 広域応援部隊)、公共団体応 援職員宿泊場所	綾瀬市中央公民館 高齢者福祉会館	綾瀬市深谷1-3-1	0467-77-8181 MCA 252
自衛隊宿営地	綾瀬スポーツ公園	綾瀬市本蓼川210番地ほか	----
ライフライン等関係事業者資機 材置き場	蓼川スポーツ広場(候補地)	綾瀬市蓼川三丁目1448番地	----
	浄水管理センター仮置き場(候補地)	綾瀬市深谷中 明細地図P66-E-4.5	----

10 - 8 災害時応援協定一覧

(令和5年10月1日現在)

分類	協定相手方	内容	最新協定日	当初協定日	備考
1	座間市・大和市・海老名市	行政間	H14.6.20	H8.11.15	
2	千葉県柏市	行政間	H17.7.23	H8.3.12	沼南町の 合併関連
3	高座広域(座間・海老名・寒川)	行政間	H19.3.28		
4	県央地域8市町村	行政間	H23.9.1		
5	県・県内33市町村	行政間	H24.3.29		
6	鹿児島県鹿屋市	行政間	H24.6.29		
7	岐阜県各務原市	行政間	H24.10.9		
8	千葉県木更津市	行政間	H31.3.26		
9	県下消防	消防	H24.4.20	H2.7.1	
10	県下東名高速道路沿線市等消防本部	消防	H22.1.22	S56.4.25	
11	在日米軍司令官	消防災害	H3.4.8		
12	米海軍厚木航空施設司令部	自然災害	H22.7.20		
13	(一社)綾瀬市建設業協会	応急対策・復旧工事等	R5.10.1	S60.12.10	
14	綾瀬市土木協会	応急対策・復旧工事等	R5.10.1	H19.10.25	
15	(社)神奈川県建物解体業協会	被災建物の解体撤去等	H14.5.22		
16	綾瀬市電設協会	公共施設等の電力復旧	H14.5.22		
17	(社)神奈川県LPガス協会 県央支部綾瀬部会	液化石油ガス調達・応急工事	H9.3.31	S60.6.1	
18	(社)神奈川県自動車整備 振興会大和綾瀬支部	被災者救援や障害物除去等	H18.10.17		
19	綾瀬市造園業協会	応急対策・復旧工事等	R5.10.1	H20.10.9	
20	綾瀬市測量設計業協会	応急対策・復旧工事等	H24.3.21		
21	神奈川県石油商業組合高座支部綾瀬部会	燃料等供給	H25.5.8		
22	綾瀬建設総合組合	応急対策・復旧工事等	H29.2.14		
23	神奈川土建一般労働組合湘南	応急対策・復旧工事等	H29.2.14		

	分類	協定相手方	内容	最新協定日	当初協定日	備考	
		支部					
24		綾瀬市管工事業協同組合	応急対策・復旧工事等	H31.2.12			
25		東京電力パワーグリッド(株) 相模原支社	停電復旧の連携等	R2.9.7			
26	食料調達	全農パールライス東日本(株) 神奈川支店	米穀	H14.6.20	H8.9.1	県経済連 から引継ぎ	
27		さがみ農業協同組合	米穀	H14.6.20	H8.9.1		
28		(株)ハーベスト	炊飯米	H14.5.22			
29		横浜乳業(株)	乳製品	H14.6.20	S60.6.1		
30		(株)相模フレッシュ	生麺	H14.5.22			
31		秋本食品(株)	漬物	H14.5.22			
32		(有)鐵サービス	パン	H18.8.18			
33		サントリーフーズ(株)	飲料水	H19.8.7			
34		エンゼルフーズ(株)	食料	H29.4.11			
35		生活物資等 調達(日用品 等)	綾瀬市商工会	日用品等	H14.6.20	S60.8.1	
36			生活協同組合ユウコープ	日用品等	H14.6.20	H8.11.14	
37			(株)三和 フードワン 綾瀬 店	日用品等	H14.5.22		
38	綾北商店会		食糧・日用品等	H19.2.22			
40	リクシルピバ(株) ピバホーム綾瀬店		日用品等	H20.11.16			
41	(株)マキバハンディ綾瀬店		日用品等	H20.11.11			
42	(株)三興段ボール		段ボール	H20.12.17			
43	サミット(株)		日用品等	H21.10.1			
44	(株)エイビィ		日用品等	H22.7.15			
45	「5日で5,000枚の約束」プロ ジェクト実行委員会		畳	H29.7.31			
46	自動車 輸送協力物 資の仕方		(一社)神奈川県トラック協会 県南サービスセンター	自動車輸送協力	S55.8.20		
47			(株)ユタカトラベル	人員・物資輸送	H29.7.31		
48		(有)つゆきタクシー	人員・物資輸送	H29.7.31			

	分 類	協定相手方	内 容	最新協定日	当初協定日	備 考
49	け・調達	(株)ハマキョウレックス関東支社	物資の仕分け・調達	H29.5.29		
50		ヤマト運輸(株)湘南主管支店	物資の輸送・仕分・調達	R4.8.16		
51		佐川急便(株) 神奈川支店		R4.8.25		
52	棺等葬祭用品・霊柩自動車の供給・協力	神奈川県葬祭業協同組合(社) 全国霊柩自動車協会	棺等葬祭用品・霊柩自動車の供給・協力	H14.5.22		
53	医療・医薬品	医師会	医療	H18.2.23		
54		歯科医師会	医療	H18.2.23		
55		薬剤師会	医薬品	H18.2.23		
56	一次避難所	県立綾瀬高校	一次避難所	H24.4.1		
57		県立綾瀬西高校	一次避難所	H24.4.1		
58	福祉避難所	医療法人社団 慈広会	福祉避難所	H18.1.4		メイプル
59		社会福祉法人 泉正会	福祉避難所	H18.1.12		泉正園
60		社会福祉法人 道志会	福祉避難所	H18.1.12		道志会
61		社会福祉法人 千寿会	福祉避難所	H26.5.1		杜の郷
62		社会福祉法人 聖音会	福祉避難所	H19.3.22		さがみ野 ホーム
63		社会福祉法人 聖音会	福祉避難所	H19.12.5		綾瀬ホーム
64		社会福祉法人 唐池学園	福祉避難所	H19.3.22		貴志園
65		学校法人 生蘭学園	福祉避難所	H29.3.31		さくらチャイルドセンター
66		社会福祉法人 泉正園	福祉避難所	H29.3.31		いずみ保育園
67		学校法人 明和学園	福祉避難所	H29.3.31		ピッピことり こども園
68		社会福祉法人 足跡の会	福祉避難所	H29.3.31		ゆめっこ保育園
69	福祉避難所 (保育園) 地域避難所	社会福祉法人 唐池学園	福祉避難所	H18.3.30		つぼみ保育園
70		社会福祉法人 唐池学園	福祉避難所	H18.3.30		吉岡保育園
71		社会福祉法人 湘南児童福祉会	福祉避難所	H18.3.30		深谷保育園
72		社会福祉法人 誠心福祉協会	福祉避難所	H18.3.30		おとぎ保育

	分類	協定相手方	内 容	最新協定日	当初協定日	備 考
						園
73	地域避難所	創価学会 相模原中央文化会館 事務所	地域避難所	H24.7.20		綾瀬平和会館
74		宗教法人 真宗大谷派 礼正寺	地域避難所	H24.10.3		
75		宗教法人 日蓮宗 大法寺	地域避難所	H24.10.3		
76		宗教法人 浄土宗 蓮光寺	地域避難所	H24.10.3		
77		宗教法人 曹洞宗 龍洞院	地域避難所	H24.10.3		
78		宗教法人 曹洞宗 長泉寺	地域避難所	H24.10.3		
79		宗教法人 浄土宗 正福寺	地域避難所	H24.10.3		
80		宗教法人 臨済宗建長寺派 済運寺	地域避難所	H24.10.3		
81		宗教法人 曹洞宗 報恩寺	地域避難所	H24.10.3		
82		日本基督教団 大塚平安教会	地域避難所	H24.10.3		
83		春日幼稚園	地域避難所	H24.10.3		
84		学校法人明和学園 綾西幼稚園	地域避難所	H24.10.3		
85		学校法人比留川学園 綾瀬中央幼稚園	地域避難所	H24.10.3		
86		学校法人文伸学園 綾南幼稚園	地域避難所	H24.10.3		
87		綾瀬すぎの子幼稚園	地域避難所	H24.10.3		
88		学校法人大塚平安学園 ドレーパー記念幼稚園	地域避難所	H24.10.3		
89		学校法人橘川学園 綾瀬ゆたか幼稚園	地域避難所	H24.10.3		
90		学校法人生蘭学園 綾瀬幼稚園	地域避難所	H24.10.3		
91		学校法人生蘭学園 生蘭高等専修学校	地域避難所	H30.5.7		
92		学校法人湘央学園 湘央医学技	地域避難所	H30.5.7		

	分類	協定相手方	内容	最新協定日	当初協定日	備考
		術専門学校・湘中央生命科学技術 専門学校				
93	一時避難場 所	株式会社メイコー	一時避難場所	H30.7.30		
94		トピー工業株式会社	一時避難場所	H30.7.30		
95		スピードファム株式会社	一時避難場所	H30.7.30		
96		横浜森永乳業株式会社	一時避難場所	R2.10.16		
97	ボランティア センター	あやせ災害ボランティア ネットワーク・綾瀬市社会福祉 協議会	ボランティアセンター の設置等	H28.10.3		
98	情報交換	国土交通省関東地方整備局	リエゾン	H23.8.10		
99	情報伝達	(株)ジェイコムイースト	情報伝達	H26.2.25		
100		海老名エフエム放送株式会社	情報伝達	H29.2.14		FMカオン
101	情報案内	東電タウンプランニング(株) 神奈川総支社	情報案内	H27.3.2		
102	資機材調達	(株)アクティオ	応急対策資機材	H27.4.13		
103	地図製品	(株)ゼンリン	地図製品の提供	H30.2.9		
104	車両避難場 所の提供	日立キャピタルコミュニティ (株)	車両避難場所の提供	H30.5.21		
105		(株)ジャパンニューアルファ	車両避難場所の提供	R3.7.7		
106	温浴施設の 利用	東京建物リゾート(株) お風 呂の王様(海老名店、高座渋谷 店、瀬谷店)	温浴施設の利用	H30.7.6		
107	情報発信	ヤフー株式会社	情報発信等	R1.8.29		
108	動物救護	相模獣医師会	動物救護活動等	R5.7.3		

10 - 9 市内小中学校・県立高等学校一覧

1 小学校

	学 校 名	所 在 地	電 話
1	綾瀬小学校	深谷中5 - 1 - 1	78 - 0004
2	綾北小学校	寺尾本町3 - 10 - 1	78 - 0452
3	綾西小学校	綾西1 - 2 - 1	78 - 2376
4	早園小学校	小園420	78 - 8525
5	綾南小学校	上土棚中1 - 12 - 19	78 - 2840
6	天台小学校	寺尾台1 - 3 - 1	78 - 5688
7	北の台小学校	大上9 - 14 - 1	77 - 5807
8	落合小学校	落合北3 - 10 - 1	77 - 6133
9	土棚小学校	上土棚南6 - 1 - 1	77 - 2002
10	寺尾小学校	寺尾南1 - 3 - 1	77 - 8401

2 中学校

	学 校 名	所 在 地	電 話
1	綾瀬中学校	深谷南2 - 3 - 1	78 - 0024
2	綾北中学校	深谷上4 - 4 - 1	78 - 8566
3	城山中学校	早川2230	77 - 6134
4	北の台中学校	蓼川1 - 2 - 1	77 - 8430
5	春日台中学校	吉岡393 - 1	76 - 8661

3 県立高等学校

	学 校 名	所 在 地	電 話
1	県立綾瀬高等学校	寺尾南1 - 4 - 1	76 - 1400
2	県立綾瀬西高等学校	早川1485 - 1	77 - 5521

10 - 10 市内保育園等一覧

1 市立保育園一覧

	名 称	所 在 地	電話番号
1	綾南保育園	上土棚南 1 - 4 - 1 7	7 6 - 0 0 3 0
2	大上保育園	大上 6 - 1 4 - 5	7 7 - 0 3 2 3

2 私立保育園一覧

	名 称	所 在 地	電話番号
1	つぼみ保育園	深谷中 5 - 2 0 - 4 8	7 8 - 0 6 4 1
2	吉岡保育園	吉岡 1 9 8 0	7 8 - 4 3 2 4
3	おとぎ保育園	早川 3 0 6 7 - 5	7 6 - 3 8 4 1
4	深谷保育園	深谷上 3 - 1 - 2 9	7 6 - 8 4 7 1
5	さくらチャイルドセ ンター	寺尾西 1 - 1 3 - 1	7 8 - 8 1 1 1
6	綾瀬いずみ保育園	上土棚北 4 - 1 1 - 4 1	5 5 - 9 6 9 6
7	綾瀬いずみ保育園 あーす館	上土棚北 4 - 7 - 4 9	5 5 - 9 6 9 6
8	ピッピことりこども 園	吉岡 1 5 2 6	7 8 - 5 0 2 5
9	綾瀬ゆめっこ保育園	大上 4 - 2 - 2 5	7 6 - 0 0 7 7
10	かえでチャイルドセ ンター	寺尾台 1 - 1 2 - 6 0	7 8 - 0 1 2 1

3 幼稚園一覧

	名 称	所 在 地	電話番号
1	ドレーパー記念幼稚園	寺尾北 2 - 1 7 - 4 7	7 8 - 1 5 5 0
2	綾瀬中央幼稚園	深谷上 6 - 1 2 - 4 3	7 6 - 2 9 2 0
3	綾瀬幼稚園	寺尾西 2 - 9 - 5 0	7 8 - 0 0 0 1
4	綾瀬こばと幼稚園	大上 9 - 1 5 - 2 0	7 8 - 4 1 1 0
5	綾瀬すぎの子幼稚園	落合北 5 - 2 2 - 1 1	7 8 - 4 1 8 7
6	綾瀬ゆたか幼稚園	寺尾本町 3-12-26	7 8 - 1 7 9 4
7	春日幼稚園	吉岡 1 3 6 0	7 8 - 2 3 2 0
8	綾南幼稚園	上土棚中 1 - 1 0 - 6	7 6 - 0 0 0 7
9	綾西幼稚園	吉岡 1 5 2 6	7 8 - 5 0 1 2

1 0 - 1 1 指定文化財一覧

	内 容	所 在 地	区 分
1	神崎遺跡	吉岡字神崎 3 4 2 5 他	記念物（史跡）
2	神崎遺跡出土品	吉岡 3 4 2 5 - 5	有形文化財（考古資料）
3	早川城跡	早川城山 3 - 4 - 1	記念物（史跡）
4	相模のささら踊り	保護団体：綾瀬ささら 踊り保存会	民俗文化財(無形民俗文化財)
5	五社神社本殿及び棟札 9 枚	早川 1 6 0 3	有形文化財（建造物）
6	小園子之社本殿及び棟札 9 枚	小園 2 7 3	有形文化財（建造物）
7	熊野社本殿・拝殿及び棟札 4 枚	上土棚中 5 - 1 1 - 1 8	有形文化財（建造物）
8	長龍寺・大橋氏一族の墓石群	深谷中 4 - 3 - 1	有形文化財（建造物）
9	蓮光寺・遠山氏累代の墓碑群	上土棚中 2 - 1 5 - 4 3	有形文化財（建造物）
10	蓮光寺・内陣彫刻	上土棚中 2 - 1 5 - 4 3	有形文化財（工芸品）
11	小園地藏堂・木造地藏菩薩坐像	小園 6 1	有形文化財（彫刻）
12	小園子之社絵馬・奉納額 6 点	小園 2 7 3	民俗文化財（有形民俗文化財）
13	熊野社絵馬 8 点	上土棚中 5 - 1 1 - 1 8	民俗文化財（有形民俗文化財）
14	五社神社・椎の大木	早川 1 6 0 3	記念物（天然記念物）
15	笠間家のギンモクセイ	早川 3 1 1 4	記念物
16	上土棚南遺跡出土の土偶等祭 祀・装飾関係遺物一式	早川 5 5 0	有形文化財（考古資料）
17	早川城山遺跡出土の奈良三彩	早川 5 5 0	有形文化財（考古資料）
18	びわみ堂遺跡出土の板碑一式	早川 5 5 0	有形文化財（考古資料）
19	大法寺・木造一塔両尊像	深谷中 6 - 2 3 - 1	有形文化財（彫刻）

綾瀬市地域防災計画

[資料編]

発行 綾瀬市防災会議

編集 綾瀬市市長室危機管理課

〒252-1192 綾瀬市早川 5 5 0 番地

電話 0467-70-5641